



平成 2 5 年 第 5 回
占冠村議会定例会会議録



自 平成 2 5 年 9 月 2 6 日

至 平成 2 5 年 9 月 2 7 日

占 冠 村 議 会

平成25年第5回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成25年9月26日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午前10時）
		所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1		会議録署名議員の指名について（1番・2番）
日程第 2		会期決定について
		議長諸般報告
		村長行政報告
		村長所信表明
日程第 3	報告第 1号	平成24年度占冠村健全化判断比率の報告について
日程第 4	報告第 2号	平成24年度占冠村資金不足比率の報告について
日程第 5		一般質問
日程第 6	議案第 1号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 7	議案第 2号	動産購入契約を締結することについて
日程第 8	議案第 3号	財産の無償貸付について
日程第 9	議案第 4号	占冠村議会の議決すべき事件に関する条例を制定することについて
日程第10	議案第 5号	占冠村子ども・子育て会議条例を制定することについて
日程第11	議案第 6号	占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第 7号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第13	議案第 8号	平成25年度占冠村一般会計補正予算（第4号）
日程第14	議案第 9号	平成25年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第10号	平成25年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第11号	平成25年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（8名）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	小峰 義雄 君
	2番	長谷川 耿聰 君		3番	山本 敬介 君
	4番	五十嵐 正雄 君		5番	佐野 一紀 君
	6番	工藤 國忠 君		7番	木村 一俊 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村長	中村博君	副村長	堤敏満君
会計管理者	小林潤君	総務課長	田中正治君
企画商工課長	伊藤俊幸君	保健福祉課長	小尾雅彦君
福祉施設推進室長	中田芳治君	産業建設課長	尾関昌敏君
林業振興室長	田畑泰行君	トマム支所長	岩谷健悟君
総務担当主幹	平川満彦君	財務担当主幹	木村恭美君
財務担当主任	野原大樹君	税務担当主幹	合田幸君
企画担当主幹	中里安紘君	企画担当主任	佐々木智猛君
商工観光担当主幹	松永英敬君	国保医療担当主任	橘佳則君
社会福祉担当主幹	高桑浩君	保健予防担当主幹	細川明美君
介護担当係長	蠣崎純一君	村立診療所主幹	多田淳史君
農業担当係長	阿部貴裕君	土木下水道担当主幹	岡崎至可君
建設担当係長	嵯峨典子君	水道担当主幹	小林昌弘君
環境衛生担当主幹	平岡卓君	林業振興室主幹	鈴木智宏君

(教育委員会)

教育長	藤本武君	教育次長	中田利明君
学校教育担当係長	小瀬敏広君		

(農業委員会)

会長	水野利行君	事務局長	尾関昌敏君
----	-------	------	-------

(選挙管理委員会)

書記長	田中正治君
-----	-------

(監査委員会)

監査委員	鷺尾心英君	監査委員	木村一俊君
事務局長	窪田敏雄君		

○出席事務局職員

事務局長	窪田敏雄君	主任	八木香織君
------	-------	----	-------

開会 午前10時

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第5回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、工藤國忠君。

○議会運営委員長（工藤國忠君） 9月19日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日9月26日から27日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配付したとおりです。

以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、1番、小峰義雄君、2番、長谷川耿聰君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月27日までの2日間に決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（窪田敏雄君） （記載省略）

○議長（相川繁治君） これで、諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

○村長（中村 博君） おはようございます。ただいま、議長よりお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料の3ページをお開きください。平成25年7月30日以降の行政報告を申し上げます。まず、報告事項について申し上げます。別紙をご参照ください。災害時行政情報伝達先進地視察についてでございます。本村の災害は、台風や前線の停滞による大雨がもたらす水害が想定されますが、過去には地震や雪害を経験いたしました。こうした災害の被害を最小限にとどめるには住民への確かな情報を発信し、注意を喚起することが大切であります。本村の状況を申し上げますと、緊急な情報提供は広報車により集落を巡回し周知をしていますが、気密性が高い最近の住宅では音声が各家庭に届かないといった状況が見受けられます。村からの情報を確実

に各家庭に伝え、緊急時には自動受信できる方法として防災無線や防災ラジオによる情報提供とインターネットを利用した双方向での情報提供などが考えられます。今回、先進地としてニセコ町が取り組んでいるラジオ放送を視察してまいりました。防災ラジオの特色として、電波が届くところであれば家庭のラジオ、カーラジオ、携帯電話などによる受信が可能であり、端末機を移動できることから機動性の面では大変優れた方式であります。ラジオ放送局を維持管理するための経費が必要となりますが、ニセコ町の場合は24時間放送のコミュニティラジオ放送のため、3人の職員を雇用しており、スタジオの経費を含めると大きな事業になっています。村では、情報伝達の手段として防災や医療、福祉、コミュニティ対策等と連動できないかを模索し、それぞれの特徴、必要経費、使いやすさなどを比較しながら、何が最善の方法であるか検討を進めてまいります。主な用務は記載のとおりであります。入札につきましては、4ページに記載のとおり、村道2号線舗装改修工事、ほか5件執行しております。以上で行政報告を終わります。

○議長(相川繁治君) これで行政報告は終わりました。

◎村長所信表明

○議長(相川繁治君) 村長から所信表明の申出がありました。これを許します。

村長。

○村長(中村 博君) 議長よりお許しをいただきましたので、2期目の村政執行に臨み、私の所信を申し述べます。先の村長選挙におきましては、村民の皆様のご支援を賜り無投票当選の榮に浴し、引き続き村政を担当させていただくことになりました。多くの方々から寄せられた信頼を思うと、その重責に身の引き締ま

る思いを致しております。村政2期目におきましては、1期4年の実績・反省を踏まえ、私の村政執行の理念であります「すべては村びとのために、村びとは村びとのために」を引き続き持ち、地方公共団体の基本的な役割である住民福祉の増進を図ってまいります。占冠村では、道東自動車道が全線開通し、陸の孤島から交通の要衝へ、また光ケーブルなど社会的インフラが整備されました。一方、エネルギーの地産地消、森林資源の利活用、高齢者福祉施設の整備といった今日的課題があり、占冠村総合計画の見直しを行いました。今後は本計画を基に、見直し計画を重点に村政を推進してまいります。これらを具現化するためには、村民の皆様一人ひとりが村づくりに参加・参画することが必須であります。その仕組みを構築しながら具体的な政策を進めてまいります。第1に、村民の皆様が活気ある生活を送ることです。一つは農業・林業・観光の基幹産業を振興し、それぞれが補完しあいながら経営基盤の強化を図るよう、関係者と連携を密していく必要があります。次に、村づくりの基本はそこに住む人たちの生活であります。特色のある4集落に住む人たちが、自分たちが住んでいるところをどのようにしたいか膝を交えて話し合い、住民と協働し、集落の方向性を見出してまいります。第2は、村民の安全で安心な暮らしです。医療の充実を図りながら子育てや高齢者の福祉施策を拡充し、住民福祉の増進を図るとともに、防災対策を進め、安全で安心な生活が出来るよう進めてまいります。一昨年の中日本大震災は想定外の事故を引き起こし、国民は大きな教訓を得ました。その一つが新エネルギーの導入、エネルギーの地産地消で、占冠村におきましても木質バイオマスを導入し、小さな一歩を踏み出しました。第3は、明日を担う子どもの教育環境づくりであります。子どもたちがよりよい環境の

もとで確かな学力を身につけ、健やかに成長していけるように、教育環境の整備や学習機器の充実を進めなければなりません。感性が瑞々しい時の体験学習は、グローバル化が進む今日、大変貴重なものであります。アスペン市との短期交換留学、広島平和体験学習などの体験事業にご意見を持たれている方もいらっしゃいますが、子どもの未来を考え継続してまいります。結びに、政権が交代し政策が先行き不透明なところがありますが、占冠村は占冠村の進むべき路があります。村民の皆様が村づくりに参加・参画し「占冠村に住んでよかった」「いつまでも住んでいたい」と思っただけの村を実現するため全身全霊を尽くして取り組んでまいります。

以上、貴重なお時間をいただき、はなはな僭越でございますが、2期目の村政執行に当たり、私の考えを申し述べました。終わります。

○議長(相川繁治君) これで所信表明は終わりました。

◎日程第3 報告第1号 日程第4 報告第2号

○議長(相川繁治君) 日程第3、報告第1号、平成24年度占冠村健全化判断比率の報告についての件、及び日程第4、報告第2号、平成24年度占冠村資金不足比率の報告についての件を一括議題にします。

本件についての説明を求めます。総務課長、田中正治君。

○総務課長(田中正治君) 議案書の1ページをお願いいたします。報告第1号、平成24年度占冠村健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度占冠村健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。平成24

年度決算に基づく4つの健全化判断比率について報告いたします。表、左から実質赤字比率ですが、定められた数式により算出された数値はマイナス3.58%となり、赤字額がないことにより表記のとおりとなります。次に、連結実質赤字比率についてもマイナス5.01%となっており、赤字額がないことにより表記のとおりとなります。次に実質公債費比率ですが平成24年度では6.5%ですが、過去3か年の平均値をもって表記することから7.6%となります。次に、将来負担比率については、今回初めてのマイナス7.6%となっておりまして、表記のとおり数値を記載されないこととなります。実質公債費比率、将来負担比率とも平成23年度と比較して減少した数値となっております。また、表下段に括弧書きで早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。なお、監査委員の意見につきましては別冊で配布させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案書3ページをお願いいたします。報告第2号、平成24年度占冠村資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。本比率については簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、両会計においては黒字会計となっており、資金不足が発生しないため、算出されないことから表記のとおりとなっております。また、監査委員の意見書につきましては別冊で配布させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
以上で報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長(相川繁治君) 日程第5、一般質問を行います。通告のあったものから順番に発言を許します。

7番、木村一俊君。

○7番(木村一俊君) お許しをいただきましたので、何点かお尋ねいたしたいと思います。村長におかれましては、住民の福祉増進のために先導役を果たされますことをよろしくお願いいたします。順次通告に従い、質問いたします。9月の広報によれば住民登録者数は外国人登録者を除き1,160人でした。住み慣れたこの村でいつまでも安心して暮らし続けていくことができるようにするような施策が望まれております。今少子高齢化が進んでいます。8月末での数字ですが、占冠村においても総世帯数673世帯のうち65歳以上のお年寄りで構成される高齢者世帯の数は148世帯であります。このうち65歳以上の夫婦だけの世帯は69世帯であり、65歳以上の女性だけの世帯は52世帯、男性だけの世帯は25世帯という状況であります。昨年来、小規模多機能型居宅介護サービスを展開すべく平成26年度までに施設建設整備をしていくということで答弁がなされてきましたが、その遅れている理由をまずお伺いいたしたいと思います。

○議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村博君) 高齢者福祉施設の小規模多機能型居宅介護施設につきましては、現在事務を進めているところでありまして、平成26年度に完成を目指すとして、その行程には現在変わっておりません。ですから、総体的には遅れているとそのような認識はしてございません。

○議長(相川繁治君) 7番、木村一俊君。

○7番(木村一俊君) 皆が待っているものですので、なるべく早く懸案事項を片付けて進めていってほしいと思います。次に、道東道の開通、光ケーブル網の整備など社会的インフラの状況が大きく変化したことで、第4次占冠村総合計画の見直しが諮問され、委員各位の熱意ある議論のもとで答申が出されました。その中で、高齢者福祉施設についていずれも在宅介護の充実ということを前提にしまして、一番、必要に応じて近隣市町村の施設を上手に利用していこう。二番、ショートステイできる施設を建設していこう。三番、時間をかけて人、物、金等をしっかり整備してから特養並の施設を建設していこうと併記され、その三点いずれの考えかたも正しいため、今後の議会住民議論によりいずれかを選択していこうと書かれておりました。一応今回は二番に相当します、ショートステイできる施設を建設するというので、小規模多機能型施設を選択した訳ですが、地域住民のニーズや住民の意見を聞いて、地域の根本的な課題の解決を図るためにも住民との議論があっても良かったのではないかと考えています。今回の施設建設には住民との議論があまりにもなされていなかったと思われませんが、村長の考えをお尋ねいたしたいと思います。

○議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村博君) 住民との議論という点でございますけれども、7月に開催しました全員協議会において説明いたしましたけれども、8月にはアンケートを実施して、議員のお手元にもその結果が届いていると思います。概ね半数近くがこの施設に期待している現状でありまして、理解は十分でありませぬけれど得られているとそのように考えてございます。また、10月に入りますと、住民説明会をそれぞれの会場で予定しておりまして、その中でも住民との議

論それから小規模多機能の説明、そういったことをしてまいりまして、理解を深めていただくよう進めてまいりたいと、そのように進めております。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 先ほどの村長の所信表明にもありましたように住民の一人ひとりが村づくりに参加していくということが、これからが大事であるということで説明がありました。もう少し丁寧な住民との議論をしていってほしいと思います。なんか今回こちらのほうで勝手にというか、進めていって後付けで説明がなれていたような感じがいたしました。もっと丁寧な説明で議論があっても良かったのかなと思っています。もう一回村長の考えをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 住民一人ひとりが村政に参加するという面では不十分であるということで、そういった仕組みを構築していきたいという意味でございます。また、施設につきましては、一つは住民懇談会で説明してございますし、また広報等でも周知してございます。今回の小規模多機能施設に関してでございますけれども、これは村と議会が意を一つにして進めていこうという施設であると思っております。ですから議員の皆さん方も住民の方々と接する機会も多くありますので、村だけではなく議会の方もそういった施設の説明ですとか、施設のことをご説明いただければ、なおよろしいのかなと思っております。ただ、そういった説明が不十分で村も意が伝わっていなかったこと、そういったこともありまして、7月には人事異動もいたしましてその辺は積極的に取り組んでいるそのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 建設する方針が決まっ

た以上はなるべく迅速に早く頑張ってやってほしいと思いますけれども、その運営する団体と保健福祉課一体となりまして、本当に迅速な作業を進めて頑張ってやっていってほしいと思います。

次にいきます。高速道路開通後の国道や道の駅周辺の混雑ぶりは著しいものがあります。道の駅の入り込み状況で見れば平成22年度は90万人、平成23年度は71万人、平成24年度は37万5千人ということで、このうち約7割が7月から9月に集中している状況であります。駐車場の出入口付近や、信号付近の出入口は手狭で、年間5千台以上の利用がある大型観光バスのすれ違いにも大変危険な状況にあります。更にトイレ、特に女子トイレでは館内に長蛇の列ということで、来客に満足な対応がなされていない状態であります。このままでは立ち寄らず、通過するだけの客を増やしてしまうのではないかと危惧しております。道の駅やその周辺の設計建設時は、このような混雑は全く想定されていなかったことと思われまます。このような状況に対しての対応・対策は考えているのかどうかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。道の駅の入り込みでございますけれども、議員おっしゃるとおり平成22年度は90万人これがピークでございます、その後減少してきております。今年度の予測でございますが、昨年度とほぼ同数で推移していることから、36万人程度と見込んでおります。平成22年度は高速特需といえますか、そういったことがもたらしたピーク時の数字でございます、現在ではその4割程度になってございます。確かに夏のピーク時は夏休みを中心に本州から北海道観光のため来道する観光客が一気に増えておりまして、道の駅も6月から8月の3ヵ月間で年間来場者数の

ほぼ半分を占める状況にあります。現在道の駅は指定管理者である占冠・村づくり観光協会が管理を行っておりますが、7月8月のピーク時における駐車場警備員の配置やコミュニティプラザのトイレ開放などでその対策を講じております。7月8月を除いた10ヵ月間は現在の規模で対応が可能と考えていることから、現在増設整備する考えは持っておりません。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 地方圏への人の流れを作り出す積極的な政策が求められている昨今では、占冠村に車や人の流れがこのようにあるというのは大変ありがたく重要なことであると思われれます。企業の誘致を考えるよりもこの流れを利用して、街道型商業圏というべき産業を築くようなまちづくりを、村、商工会、観光協会と考えていってはどうかと思います。それが一番手取り早く村の繁栄と活気を取り戻す方法であると思いますが、もう一回村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） その考えは私も同じでございます。減少する人口の消費をいかにとどめて増やすかということは、やはり交流人口を大きくするのが即効的なものだと思っております。駐車場等を整備したから寄る車が増えるというのは、大きな要素ではないと思っております。やはり道の駅の魅力ですとか、村の魅力、そういったものが寄ってくれるお客さんを増やす原動力になると思っておりますので、関係する商工会、観光協会とも十分に連携をとって進めていかなければならない、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 商工会、観光協会、村と一体となった対応、それも大事かも知れませんが、いいものがあったら停まれるスペースだとか、寄るスペースがなかったら寄らなくなる

のではないかなど。せっかく来ていただいている方がもう一回来てもらうような、そういう面も大事ではないかなと思います。そういったような整備だとか駐車場を広げていくとか、まちづくりというか、そういうことは考えてないということではよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 現状の施設が不十分、不備ということであればもちろん整理していかねばならないと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように2ヵ月間ピーク時がございまして、そこを整理員だとか配置すればある程度解決できる状況にありますので、今の駐車場に関して言えば、それで十分かと思っております。ただ、道の駅として消費者といいますか、利用する方が何を求めているのか、そういったことも十分検討していかねばならない、そういったニーズにあったような道の駅を作るべきでありますし、施設整備もそうでなければならぬと思っております。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 狭い館内で、狭い廊下でお客さんがびっしりで、そして女子トイレがずっと並んでいる状況を見れば、本当に足りているのかどうかというのは明らかでないのかなと思います。もう一度しっかり皆で現場を見て問題点あるかないか。あと、観光協会が管理していますので、その意見を聞いてもう一回考えてみてはいかがかなとは思っています。答弁お願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 施設の指定管理を観光協会に委託しておりますので、当然そういった意見交換はしていく、そのように進めてまいります。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（相川繁治君） 木村議員に申し上げます。質問なので、よろしくをお願いします。それから、早急に作ってほしい、頑張ってもらってほしい、そういう発言は質問でないというふうに考えるので、その辺を注意して質問をしていただきたいと存じます。

○7番（木村一俊君） 了解いたしました。本年度執行方針の中で地元企業の振興について述べられている箇所、平成25年度末で執行となる地域企業振興条例の延長に向けた検討を進めるとのことでしたが、その方針についてお尋ねいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） この条例につきましては、村内の企業の大きな手助けとなっている、そのように位置付けておりますので、条例を継続するために、条例改正の作業を現在進めております。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 基本的にいい効果があることは続けていってほしいと思います。地元企業は地元の雇用を守る大切な働きをしています。今、村の基幹産業である農業においても新規就農者を受け入れ、農業を懸命に守ろうとしています。地元の企業についても村は商工会とともに、企業の維持、承継、継承という後継者問題にも配慮し、村の雇用を守るためにも対応していってほしいと思います。その辺について村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 商業の振興につきましては、窓口が商工会ということもありますし、村として今、地域企業振興条例を制定しまして、まず2年間その実績がございませうけれども、そういったことも村としては検証しながら次にどういうものがあるのか、どういうことを延ばして

いかなければならないのか、商工会とも十分協議した上で条例改正に向けて作業を進めてまいります。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 次に、休業中のトマムのガソリンスタンドのことについてお尋ねいたしたいと思います。6月の議会で村長は庁内連絡会議の中で支援策を検討し、公表できないが具体策は持っている、事業者とも話す機会を設けたいと述べていました。その進捗状況をお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） トマム地区のガソリンスタンドでございますけれども、村といたしましては現経営者が運営していくのが望ましいということで、経営者とお話しをしております。基本的には村ができる支援、そういったことも提示して協議を進めておりますけれども、事業者の考えもございまして、協議は進展していないそのような現在の状況でございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 移動に車が欠かせない過疎地ほど給油所の役割は大きく、加えて道内では冬場に灯油配達の利用が多いので、高齢者など交通弱者にとって地域の給油所の閉鎖は死活問題となります。過疎地の生活インフラとしての重要性、さらに道内有数の観光リゾート地であるトマムでガソリンスタンドがないということは致命的なマイナス点となることを認識しまして、事業者、地域住民、行政が協力して給油所の確保に知恵を絞るべきと思います。今このような燃料供給不安定地域という地域に地方公共団体や町内会、民間団体、事業者等が連携してコンソーシアムを組織し、石油製品の安定供給に向けた取り組みを補助金で支援するという補助事業がありますので、このような補助事業を利用してなんとかトマムのガソリンスタンド

を再開していく方向を探ってはいかががとは思いますが、村長の考えをお聞きいたしたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 現在トマムの事業者とは協議中でございます、その結論が出ればそういった事業も検討に入れていかなければならない、そのように思っております。ただ、灯油につきましてはこちらの方から配送しているということもございます。ただ、ご指摘のとおりトマムはリゾート地でございます、旅行者がガソリンを入れたい、そういう苦情が地元の商店だとか民間のところまで苦情がいつているというお話しをお聞きしておりますので、トマム地区の住民の皆さんにはご迷惑をかけていると、そのように思っております。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 最後に学校給食について教育長にお尋ねいたします。3月にも食物アレルギーによる死亡事故に関してお聞きいたしました、今年6月にも札幌市の小学校で特別支援学級の2年生の男子がプラムの種をのどに詰まらせて窒息するという痛ましい事故が発生いたしました。誤飲による事例は発生後わずか20～30分の出来事で、救急車が到着するまでの対応が非常に大切となります。給食の誤飲による事故は昨年7月、9月にも他県で発生し、死亡事故は逃れたものの脳に後遺症が残るという痛ましい事故もあったと聞いております。占冠村での各学校における、万が一の給食事故発生時の校内体制は万全でしょうか。また、事故防止のための対策はどのように行われているのか、お尋ねいたしたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） お答えさせていただきます。これまでも養護教諭の研修や学校教員も対象に学校保健活動研修会において、道主催

により専門員による食物アレルギーの状況と、その対応やエピペンの使用方法等についての講義等を行ってきております。本校においても食物アレルギー、アナフィラキシーの既往がある児童がいることから、職員一人ひとりが正しい知識に基づき、万が一の際に迅速かつ適切に対応できるよう学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン、これは日本学校保健会が出しているものでございますけれども、こういったものを参考に校内研修資料、学校におけるアレルギー対策の対応についてを作成し、その対応にあたっております。また、本年3月には北海道における学校における危機管理手引き改正第2版が示されております。札幌で起きた誤飲によるものでございますけれども、これについても適正な応急処置の対応等があることから、こういった対応についても研修等が実施されているところでございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 今エピペンのことが出ましたが、前の答弁ではエピペンを各校に常備するという説明がありましたが、その後どうなったかお尋ねいたします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 前回の答弁の中でエピペンを配置するというふうには言ってなかったと思うのですけれども、エピペンにつきましては医師の処方により、それを保護者なりが所有することができます。学校につきましてはエピペンを単独で常備することはできませんので、医師、保護者の了解を得た中でそのエピペンの対象となる児童が保有している場合については、発生時に学校の教職員、養護教員が打てることとなっておりますので、学校独自のエピペンの単独常備ということについてはできない状況となっております。

○議長（相川繁治君） 次に、4番、五十嵐正

雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので、何点かに渡って質問いたします。まず、林業・林産業の振興という中で、実は北海道では活力ある地域づくりに向けた取り組みとして、国有林との連携を図るために平成25年6月17日に北海道の森づくりに関する覚書が締結されました。これについては平成15年にも締結されていたんですけども、見直しを図って、今日の森林・林業を取り巻く状況の中で、民国一体となって森林・林業の活性化を図っていき、今20%台の国内の木材自給率を50%にしていくと、そういった動きの中で、より国有林と道つまり自治体が一体的にやっていく、こういう方向性が6月17日の覚書の中でなされています。この覚書の中身というのは、一番目は林業生産活動を積極的に進める、二番目として水資源の保全を図る。三番目としてエゾシカによる森林被害の対策。四番目として森林の利活用。五番目として森林バイオマスエネルギーを利用すると、こういった形でそれぞれの森林所有者がやるのではなくて、一体的にこういうものを進めていくという形でこの覚書が締結されました。そういった意味では今まで国有林、つまり出先機関である上川南部森林管理署と自治体との話し合い、事業の提携、こういったものがなかなかうまく進んでいかなかったという過去の実績がある訳ですけども、今回こういった道と北海道森林管理局との覚書が締結された訳ですから、今の森林・林業を取り巻く状況の中で国も一体的にこういった事業を進めていくために、お互いに協力していくと、こういうことになった訳です。そういった意味からすれば占冠村は総面積で森林が94%占めている訳ですけども、とりわけ森林の中の国有林の占める割合というのは90%以上という状況になっています。今後、この間林業振興室を中心にして森林林業の活性

化のために具体的施策を取り組んでいる訳ですけども、より一層それらの事業を展開していくためには圧倒的な森林を所有している国有林との連携がなければ、村が描いている森林・林業を活性化して定住人口を増やしていくとか、村の基幹産業として育てていくということを考えた時に、覚書の締結が大変重要になってくるというふうに考えています。この辺について村長の考え方、取り組み方含めて、お聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。今回北海道と北海道森林管理局の間で森林づくりに関する覚書が締結されております。豊かな森林を次の世代に引き継ぐことを目指して、そういった覚書が締結されたことは承知しております。本村の場合もご指摘のとおり、森林面積52,700ヘクタールほどございますけれども、その約90%が国有林が占めておりまして、今後の占冠村の林業・林産業の振興を図る上からも国有林との密接な連携は大変重要であると認識しております。それで当面する取り組みでございますけれども、大きく二点ございます。一点は木質バイオマスに関わる連携でございます。関係者の連携した取り組みや、情報の共有化を通して木質バイオマスの安定供給を図るために協議会、この協議会でございますけれども、事務局は上川総合振興局の林務課にあります。構成員が上川管内の木質バイオマスの利用者、生産流通事業者、市町村、北海道森林管理局で構成しております。この協議会が今年9月5日に設置されました。これに村も積極的に参画しまして、林地残材での地元への供給に向けて民国連携及び地域の関係者が連携して自給情報を共有化して流通の効率化について取り組む考えでございます。もう一点がエゾシカ対策でございます。森林とシカ被害の問題が一層深刻化を増し

ている現状を踏まえまして、平成23年6月6日に酪農学園大学と占冠村とで地域総合交流に関する協定を締結いたしております。この中で、シカ捕獲の推進に関する調査・研究に取り組んできた経過があります。このことが評価されまして、本年度から林野庁、北海道の窓口であります北海道森林管理局、事業としてエゾシカ対策の対象地を占冠村の国有林内まで広げた効果的な捕獲技術の導入に向け野生鳥獣による森林生態系の被害対策技術開発事業、そういった事業が村及び酪農学園大学、更には北海道森林管理局が連携して取り組むことになっております。これらの取り組みの成果を踏まえまして、今後エゾシカ対策につきまちは道内各地域へそういった捕獲技術が移転できるように積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 今、村長の方から木質バイオマス、エゾシカ対策、国有林との連携、具体的には協議会等を設置しながら進めているという報告がありました。私が一番気になっているのは出先機関である上川南部森林管理署、こことの連携がこの間まいち村と歩調が合わないというか、うまくいっていなかったというふうに考えています。今回こういった北海道森林管理局と道との覚書が締結された訳ですから、上川南部森林管理署に行って、こういった北海道森林局の考え方なり道との覚書の中身について十分議論しながら、実際に担当しているのは上川南部森林管理署でありますから、そここの連携をまず大事に、もっと言えばそれぞれ森林事務所があって、山を管理しているそういった人たちとの連携がきちとうまくいかなければ、なかなか道の覚書が具体的に進んでいかないと考えています。その辺を含めてこれから村としての考え方、対応について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 事業として先ほど申し上げました木質バイオマスの関係、エゾシカ対策の関係、そういったもので連携することになってございますし、実際現場の段階ではいろいろな打合せをさせていただいてもらっております。また、林道の共有と申しますか、そういった連携をしながら、情報交換それから仕事を越えた中でもそういった交流を現在しておりますので、現場の段階でもっとお互いがプラスになるようなものを作っていきたい、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 今林業振興室に立ち上げたときに道、国有林というか上川南部森林管理署の方から、それぞれ林業技術者が派遣されている訳です。やはりこの辺をうまく活用した取り組みが今後も必要ではないのかと思っています。

次に、公共施設の建設にあたっての地域材利用について伺います。まず一点目、今村ではご承知のように高齢者福祉施設小規模多機能居宅介護施設の建設に向けた取り組みが進められておりますし、前々回の議会の中でも設計費の予算の計上等でもやってきている訳です。村では今年5月1日より占冠村地域材利用推進方針、これがいろんな議論を生みながら決定されました。この方針に基づく取り組みが今後進められるということになっていると思うのですが、この利用推進方針の第一の中で公共建築物における地域材の利用促進の意義及び基本方向の中で、非木造化を試行していた過去の考え方を抜本的に転換して、公共建築物については可能な限り木造化又は木質化を図ることとなり、村の役割では自らが率先してその整備する公共建築物における地域材の利用に努めると共に、推進方針に基づく公共建築物における地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を明

らかにし、公共建築物及び公共建築物以外の建築物等における地域材の利用の、より効果的な措置に努めるものとする、というふうの方針を決定している訳であります。それで今回こういった高齢者福祉施設の設計建設にあたっては、地域材利用推進方針がどのように生かされていくのか、この辺について村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村の森林資源活用ということで、総合計画の見直しをしております。また、具体的に占冠村地域材利用推進方針を定めまして、今後におきましては公共施設も木造化、木質化を進めていく、そのように考えてございます。この度の小規模多機能型居宅介護施設でございますけれども、現在診療所とデイサービスセンターの間に設置してはどうかと考えてございます。そういったことから外観については隣接する村立診療所、デイサービスセンターとの関係と防災の関係から鉄骨づくりで進めることが望ましいとされております。内部につきましては、木材の使用を積極的に進めて施設の木質化を図ってみたい、そのように考えております。また、今後も特に公共施設あるいは関連施設におきましても、木造化、木質化できるものについては積極的に取り組んでみたい、そのように現在考えてございます。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） この高齢者福祉の建設にあたって、地域材の利用を鉄骨以外の部分については利用していきたいと、こういうことで安全の問題とかいろいろな基準の問題とかをクリアーしていかなければならない、それは当然だと思います。そこで、もう一步進めてこの建築用材、これらを使用するにあたって地元木材をより使っていくということも一つの大きな考え方を持って進める。残念ながら占冠村には

多くあった木工所が国有林の衰退と共に、木工所が一つもない訳ですけれども、できれば地元材を利用するという方策を考えた場合、近郊の製材工場に賃挽を委託して木材を確保して、できれば地元材をこの施設に多く使っていくと、こういうことが必要だろうと思います。幸いにして林業振興室が立ち上げられてから村内にある村有林の現況調査が十分に進められていて、どこにどういった材があるかというのは、おおかた把握されているというふうに聞いています。そういった意味からすると、この建築業材に使用できる針葉樹、こういったものが産出される箇所あるというふうに思いますので、できるのかどうか大変厳しい訳です。木材は倒せばすぐ製材になる訳ではありませんので、製材引いた後の乾燥とかいろいろな行程を考えると、大変厳しいものがある訳ですけれども、できれば来年度の基本設計の段階までに木材を産出して製材工場を指定して、そこで賃挽をして一定程度乾燥させて内装材として使っていくという、こういった方策も考えられる訳ですけれども、この辺について村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 地元材ということで、基本的には道産材というイメージを私は持っております。現在の提案は占冠産材で内装の一部をできないかというご提案でございましたけれども、スケジュール等もありますのでその中で可能なかどうか、また、事業費もどういうふうに変わるのか、その辺も比較計算してみなければ結論は出ませんけれども、そういったことも一部検討させていただきたいと思えます。

議長（相川繁治君） ここで、午前11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。一般質問を続けます。

次に、5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 特定外来生物である、アライグマが宮下地区で生息が確認され、農作物に被害が出たと、こういう状況であります。一頭については捕獲されたと聞いていますが、村内の生息状況と情報提供の呼びかけをどのようにしたのか、一点お伺いいたします。もう一つは外来生物の中でも、特にアライグマは生態系に影響を及ぼすおそれがあるということで特定外来生物に指定されている、そういう動物でありますから、早期に対応策を考えなければならぬと思いますので、その捕獲方法は後の質問でいたしますが、一番目の情報提供の呼びかけ、村内宮下地区以外であったか、どのような案件が何回あったか、お聞きいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。アライグマの情報につきましては、占冠村広報9月号で提供してございます。広報で掲載して以降、3件の情報がありました。うち2件についてアライグマと確認されております。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） どこですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 一箇所は宮下でございますし、もう一箇所は美園地区でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 宮下地区1件、美園地区で2件ということで3件ではないかと思いません。美園地区でアライグマが2件確認されたということは、そこにアライグマの生息域があるということです。今、とうもろこし等の収穫がもうそろそろ終わる時期なんですけど、被害が出るおそれがあると、そういうことであればやはりきちんと村の方でも農作物の被害が出た発生要因、又は、地域に共通の認識として地域の農

業者等々を含めて、きちんとした話し合いを持ちながら、地域全体での防除対策を講じていくべきだと思うのですが、村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村でアライグマが発生している状況を広報等でお知らせいたしまして、家庭菜園なり農業者自体からそういう可能性があれば村の方から出向きまして、捕獲のための罠ですとか、農家のところにつきましては監視カメラ等を置いて、できる限りのことは現在してございます。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 村の方でも努力されていると思いますが、やはり特定外来生物であるアライグマは一对、つまりつがいで行動し、また繁殖率も高い、夜行性ということで担当の方は努力はされていると思います。そして、農政、林務又は、地域協力隊の方も、5時から5時半ころ出てきていろいろ対応されている、そういう努力は評価いたします。そういう中で、アライグマの習性からみてもなかなか難しいですか、一ヵ所が出た、ということは他の地域にも拡大をしていく、そういうことを考慮すれば、他の地域の農業者ともその辺の話しを進めて、早急に対策をするべきだと思います。そういう中で、アライグマ対策で捕獲は、どのような方法をとっているのか、やはり指定特定外来生物であるアライグマはいろいろ捕獲とか駆除の規制があると思います。そういう中で今後、どのような捕獲方法、今、檻と村長も答えられましたが、檻以外でも有効な対応策があるのかどうか、また、各市町村、占冠村では今回初めてなのですが、従前からアライグマ対策を講じてきている市町村もあると思います。そういうところに情報提供をしてもらったり、インターネットで情報を集めたり、産学官に足を運んで聞いてみたり、そのような対策を講じながらやらなければ、

全村に拡大していけば、農業振興と言うならば村も農業者としての姿勢を持つべきです。そして地域の農業者ときちんと話し合う、そして対応策を考える、そのことが捕獲、駆除に対する最善の道だと思いますが、再度村長に伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） アライグマにつきましては、ご発言のとおり特定外来生物として指定されておりました、有害鳥獣・狩猟鳥獣の指定もそれぞれ受けております。占冠村で行っている捕獲でございますけれども、有害鳥獣捕獲許可に基づいて捕獲を行っております。現在使用している罠につきましては、箱罠5台を稼働しております。なお、罠の所有台数でございますけれども、箱罠11台、エッグトラップというのが5台所有してございます。農家の被害防止対策のモデルケースとして侵入防止を図るため、各圃場に防除ネットを試験的に配置してございます。どれだけのアライグマが村内に生息しているのか、そういったことも把握したい訳ですけれども、なかなか実態がつかめない、そのような状況にもございます。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） アライグマは電気柵が一番有効なのかなと思います。今回アライグマが生息確認されたところでは、電気柵なのか、それとも鳥獣ネットというか防護柵なのか。電気柵とネット柵の両方のスタイルができないのか、素人考えですけれども、いい方法があればぜひそういうふうな方法で進めていただきたいなと思います。

それから、三番目のアライグマを介して他の生物を媒体とした人畜共通感染症を発症する恐れがないかということでもあります。これも住民の不安を払拭し、住民に正しく理解をしてもらうことが感染防止につながるのではないかと思います。アライグマは農作物ばかりではありま

せん。ネズミ、モグラ等も雑食性でありますから、他の生物を媒体として人畜共通感染症に感染した場合、小さいお子様とかお年寄りには重病化する恐れがあることを、住民にもきちんと知らせるべきではないのかなと思います。他町村でもそういう事例があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） アライグマの人畜共通感染症といたしましては、アライグマ回虫、レプトスピラ症そういったものがあります。特にアライグマ回虫につきましては重篤な症状が報告されております。国内においては過去に一件、飼いウサギへの感染が報告されておりますけれども、近隣ではそういった事例はまだお聞きしてございません。感染経路の詳細など今後、予防策と共に広く、この辺は周知をしてまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） ぜひ、そのような方法で住民にも理解してもらえる努力をしていただきたいなと、このように思います。

質問2の方に入らせていただきます。斉藤の沢の延長線にある水路の改修についてであります。山菜加工場と森林管理事務所との間にある水路があるんですが、その水路がU字溝が倒壊寸前の状況であり、また山菜工場が隣接しているという水路なので、環境・食品安全上も好ましくないと考えております。そういう中で大水だとか大雨の時に結構流れてくる水路ですので、事前の策として早期に改修をしたらどうかと。また、高速道路の水路からも流れてくるので、薪の生産組合を建設する土地の側溝面をきちんと配慮していただきたいと思いますが、村長の考え方も伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 当該水路でございます

けれども、電源立地地域対策交付金の事業で村が整備をしたところがございます。既に30年以上も経過しておりまして、ご指摘のとおり老朽化してございます。破損状態も目立つ状況でございますので、環境・食品衛生上を考慮して補修したいと考えてございます。ただ、断面が非常に大きいものですから、事業費がかさんでくるのが予想されますので、ここは年次計画を作って随時整備してまいりたい、そのように思っております。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） それでは質問3の福祉灯油の支給についてお伺いをいたします。例年福祉灯油については高齢者の低所得者を対象として支給されている訳ですが、本年は円安、産油国周辺の政治状況の悪化等もありまして、小売価格が高止まり状態で続いている。昨年は今の時期でも90円台であったのが、本年は一般小売価格で103円ということであります。高止まり状態も続く中、21日ですか、北海道新聞では原油価格が1円50銭上がったという記事があり、また近いうちに跳ね返りがくるのかなと、燃料の価格が上がるのかなと心配しているところがあります。そういう中で高齢者の低所得者の福祉灯油はぜひともやっていただきたいなと思います。無制限にやるという訳でなく、一定の線引きは同然必要であります。今後の価格の動向と踏まえながら支給量というか、その金額の上澄みでもよろしいですが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、近年の灯油価格の上昇率、占冠村の福祉灯油支給額に乖離が認められるために、今定例会に補正予算を計上して、これまでの灯油価格の高騰を勘案して福祉灯油支給単価の見直しを行いたいと思っております。その

内容といたしましては、厳しい生活環境下にある高齢者、障害者、ひとり親世帯に対して生活条件の緩和と生活意欲の助長を図るために、今冬期間における暖房用燃料費の一部を助成し、これら世帯の福祉の増進を図るものであります。支給対象者は村内に住んでいて、村民税非課税世帯の一つは70歳以上の高齢者が居る世帯、二つ目は障害者の居る世帯、三つ目は18歳未満の子を扶養しているひとり親世帯であります。支給額でございますけれども、これまでの一世帯あたり1万5千円から1万8千円に変えて支給するものであります。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 今の村長の答弁の中に支給額を上げても量が同じであれば、これは昨年と同じということで、やはり高騰した場合はその辺の動向等を配慮しながらきちんと対応していただきたいなと、そのことが先ほど村長の所信表明の中でも言われました、住民福祉の増進に向けて、そして村びとが住みやすい、住んで良かったと思う村づくりだと思います。ぜひそういう考えで取り組みを進めていただきたいなと思います。終わります。

○議長（相川繁治君） 佐野議員、後付けとか質問ではない質問は不規則発言というふうにとらえられますので注意してください。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。最初に中村村長には二期目のスタートの議会ですが、小規模自治体でありご苦勞も多いと思っておりますけれども、職員の知恵ややる気も生

かしながら健康に留意され村づくりに取り組んでいただくようにご期待をいたします。一点目ですが、財政について執行方針でも表明されておりますけれども、平成26年度からの財政推計をいつまでに作成されますか。今までの財政運営を総括的にどう分析されていますか。また今後どのようなことを重点に考え推計されるかお伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。平成19年策定の自立計画が平成23年3月に終期を迎えることから、現行の財政推計を平成22年11月に策定し、期間を平成23年度から平成25年度としております。今年度策定の財政推計についても、本年11月をめどとして平成26年度から平成28年度までの3か年の推計を考えており、現在作業を進めている状況にあります。分析でございますけれども、合併協議会を解散し自立の道を選択いたしました。それ以降自立推進計画で歳入に見合った歳出を基本に様々な歳出削減を実行してまいりました。村長就任以降、財政推計を基本とし財政の健全化を図ってまいりましたが、政権交代等もあり全国的な地方分権の流れの中で、想定していた地方交付税の減少はなく、景気浮揚や雇用確保のための施策もあり、一定の行政課題の整理と住民サービスの確保、また財政調整基金の積立や特定目的基金の創設など持続的な財政運営が可能となる土台作りは出来たものと思っております。しかし、まだまだ課題も多く、求められている住民サービスに答えられてない面もありますので、限られた財源の中で種々選択し、より効果的な財政運営に努めてまいります。今後の重点をどこに置くかという点でございますけれども、基本は歳入に見合った歳出、これを踏襲することだと考えてございます。その中で多くの課題を抱えている現状を打開することだと思っておりますけれども、

総合計画に沿った財政支出を基本に据えて、今後はそのようにしていきたい、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 今、総体的にご説明ございましたけれども、平成24年度の決算で財政調整基金8億6,700万円、基金総額で17億4,500万円、現状、良好な財政状況であると理解しておりますが、ただ自主財源が前年比で7.2%減、金額で1億1,900万円減となっております。今後において国の財政状況等によって交付税の減少も予想されます。自主財源確保についてどのようなお考えを持っているか、お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 自主財源の主なものは村税でございますので、村税の確保に、そのところは努力してまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 執行方針の中でも述べられております、いわゆる村有リゾートの売買の問題がございますが、早期に解決したいというふうに思っておりますけれども、今後の決意といいますか、見通しはどのように思っておりますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先の全員協議会の中でご説明いたしましたけれども、テーブルに付く段階で先方から要請があったことがございます。今般それが解決したということで、また売買についてはテーブルに乗せて進めてまいりたい。見通しはいつ頃かということでございますけれども、これも交渉次第でございます。相手があるということもありますし、村としては一刻も早く村有施設を売却したいと、その意思は変わりません。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 二点目の消防団員確保についてご質問いたします。大規模災害をもたらした東日本大震災は多くの教訓を私たちに与えています。消防団は地域の安全・安心を守るため防災・防火に重要な役割を担っています。しかしながら占冠村の人口減少や、少子高齢化の進展により団員の確保が段々難しくなっていますが、どのように認識をされていますか。また、団員の待遇改善を図ることも対策になると思いますが、伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。消防団員の担い手不足でございますけれども、私もそのように感じております。消防団員でございますけれども、地域の災害の対応ですとか防災のためには必要不可欠と考えております。団員不足解消のためにもどういった施策が必要なのか、そういったことも考えておりますので、そこは消防団とも十分協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 先ほども発言しましたが、大震災後広域連合の中でも消防団員の確保とか、特に占冠村はその中でも問題視されておりますけれども、団員の福利厚生が特に著しく低いというような問題も広域連合議会の中でも指摘されております。そういうようなことからいたしまして、団員の待遇を図ることも確保の一因になるというふうに思っておりますが、そこらあたりについて考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 消防団員の皆さんは仕事を持っておられてまして、仕事を持ちながらの活動でございます。そういった面では大変ご苦労をかけておられて、そういったその活動に対する待遇改善は必要であると考えてござい

ます。新年度予算において広域連合消防とも協議を行いまして、待遇改善のための処置を検討してまいりたい、そのように進めたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 次に三点目ですが、防災対策でありますけれども、いわゆるゲリラ豪雨、今年は全国的に多発しております。道内でも全国最多の10回で、昨年より2倍となっております。7月29日遠別町で1時間当たりの降水量が90ミリメートル、8月8日八雲町で110ミリメートル、8月16日幌加内町で90ミリメートルを記録しております。幸い占冠村では近年発生しておりませんが、やはり防災の対策は重要だと思っております。以前に質問しておりますけれども、河川敷内の立木処理についてその後の処理、対応はどのようなふうになっているのかお伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。河川敷地内の立木の処理につきましては毎年北海道の方に要望を行ってきております。その結果、一昨年は占冠地区の更正橋付近、昨年は中央地区の千歳橋下流の立木処理を実施していただいております。本年度でございますけれども、宮下橋から合流点までの土砂上げと、立木の処理を行っていただければ、そのように聞いております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） それは聞いているということですが、それは確約と申しますか間違いなくやってもらえるようになっているのでしょうか。再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 道のお話しですと、今まで占冠地区、中央地区の工事施工をしていただいておりますけれども、工事の執行残を充て

ているようでございまして、このための予算措置はないと聞いております。ただ毎年執行残等あるものですから、そちらの方で優先的にやっていただけるとそのように伺っております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 毎年、予算付けをされてやっていただいているということは評価しております。ただ、今言っている宮下橋付近、ご覧になっていただいたらよく分かると思うのですが、占冠の状況からすると非常に危険な状態にあるというふうに理解をしています。そういうことで、ぜひ村の過去の状況・現状も理解いただいて、千歳橋の下流もそうですが、立木に流木が引っかかった状態になっています。宮下橋は以前から、立木の状況で大水が出たら、危険な状態というのは素人から見てもよく分かります。これは以前に立木が成長したときに伐採をしていただいた経過がありますので、今の状態というのは誰が見ても危険な状況だと思うのです。そういうような村の実情をよくお願いをしてなるべく早く処理をしていただくという取り組みをしていかないと、先ほども言いましたけれども、近年短い期間に大雨が降るといようなことで、そのような状況が村に来た場合に大災害につながることになる要素が大きいと思っております。宮下橋付近、千歳橋下流、その上流もそうですけれども、そのことについて再度実情を理解していただいて、早期にそういう心配がないような状況を作ってもらいたいといようなことで、再度決意を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 過去の水害の経験、私たちが経験している訳ですけれども、水害のない、起きても被害を最小限にとどめるために、土砂上げと、立木の処理は欠かせないものと思っております。毎年関係部署には陳情している訳ですけれども、そのことも含めて今後とも陳

情を要請したいと思っております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 次に二番目ですけれども、占冠中央小学校の土砂災害防止対策ということで、これは以前にもご質問をしておりますけれども、その後の進捗状況、工事完了の見通し、そのことについてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。占冠中央小学校横の防災対策につきましては、当該地は急傾斜地における土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーンの指定地域であることを含めて昨年12月に北海道、担当は上川総合振興局になりますけれども、それに対し早急な対策を講じるよう要請してきたところであります。その後北海道水産林務部治山課において、復旧治山事業として地滑り対策工事を行うこととなっております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 対策を行うことになっていきますということですのでけれども、先ほど工事完了の見通しについて伺いましたけれども、お答えいただけますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） すみません、答弁漏れでございました。この工事は年度内に終了することになっております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 次に三番目の防災計画の見直し、これも執行方針でも述べておりますけれども、進捗状況についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 占冠村の防災計画でございますけれども、北海道に準じた全面改定を予定してございます。策定状況でございますが、昨年3月に素案を策定しておりますけれども、北海道地域防災計画が修正され、更に水防法及

び河川法の改正、8月30日には気象庁の特別警報がスタートするなど素案の修正が必要となりますので、素案の修正を行っているところでございます。今後庁内での調整や、防災会議、委員への意見の照会などを行いまして、防災会議の終了を経まして、今年度中の完了を目指しております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 質問4でございますけれども、新規就農等支援対策事業でありますけれども、この実りある実現に向けてご質問いたします。占冠村の農業の現状、農地面積576.8ヘクタール、農家戸数18戸、平均年齢58.6歳、後継者確保数2戸、この現状を考えるとときに昨年度より実施している新規就農等支援事業は今後の占冠農業の維持振興を考えると有効な施策であるというふうに評価をしておりますが、昨年7月に議会で行政視察をした平取町の新規就農の取り組み等も参考にしてお話をいたします。最初に、本年3月に名古屋より就農を目指して農家で研修を続けていましたが、3ヵ月くらいで研修を中止したと聞いております。受け入れ農家に多大なご迷惑をおかけしたと聞いていますが、研修生として認める段階で問題はなかったのか、お伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 名古屋市からの新規就農希望者につきましては、平成25年4月1日から村内農家で実習を開始し、諸般の情勢によりまして、平成25年6月5日で実習を中止いたしました。実習中止にいたるまでの間、受け入れ農家、それから新規就農希望者、農業委員長、役場担当者により協議し、実習継続に向けた話し合いを重ねてまいりましたが、残念ながら結果となってしまいました。議員ご質問の新規就農者としての認定に問題はなかったのかという点でございますが、占冠村新規就農等支援対策

事業実施要項に基づきまして、将来の農業経営の構想、就農時の目標、実習計画、就農準備計画、資金調達計画等、記載した就農計画書の提出をいただきまして、農業委員会、JA富良野南富良野支所、上川農業改良普及センター富良野支所からご意見をいただき、この意見をもとに就農計画を再度提出いただいております。そういう手順を踏んで、新規就農希望者として認定をしております。現在ある要項での認定でありまして適切と判断しておりますけれども、この結果を踏まえまして、より充実したものになるよう進めているところでございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 二点目の、十勝管内の広尾町で酪農ヘルパーをしていたご夫婦が占冠村で酪農を目指し、当村の酪農家で実習を行っているとのことですが、就農場所や農地及び経済的なコンサルティングを行っているのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 十勝管内から新規就農を希望されている方でございますけれども、放牧酪農を目指してございます。就農場所については実習期間内で草地の状況等を確認しながら農業委員会、関係機関と相談し判断する方向で検討しております。農地の確保や自立経営に向けたサポートにつきましては、本年6月に設立した占冠村新規就農支援協議会において行いたいと考えております。この協議会の構成でございますけれども、占冠村、占冠村農業委員会、JA富良野南富良野支所、上川農業改良普及センター富良野支所、占冠村酪農振興会、占冠村肉牛振興会、占冠村農業経営研究会で組織してございまして、新規就農を希望する方、またリタイアを検討されている農業者の方の相談に応じ、専門的なアドバイスや情報提供等を行う役割を果たしていきたいと考えております。コンサル

ティングの方でございますけれども、過日農業改良普及センター富良野支所と新規就農希望者との間で現時点での構想、農業機械の導入、施設整備の規模、初期投資の見込み、牛の導入方法や資金等の相談を個別に行いました。これからでございますけれども放牧酪農の専門家を招いて、配合飼料にできるだけ頼らない経営方法を学ぶ、そういう機会を作ることもなっております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 続きまして、対策事業要項について万全か。それから新規就農等支援対策事業の実りある実現のために農業経営等に精通した専門スタッフの配置が必要であると思っておりますけれども、そのことについてどのようにお考えか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） まず対策事業の要項でございますけれども、平成22年5月に占冠農業のあり方についてということで農業委員会に諮問し、同年11月に答申をいただきました。この答申をもとに昨年4月、占冠村新規就農者支援対策事業実施要項を見直ししまして、補助制度の充実を図ったところであります。現時点においては万全であると認識しておりますけれども、今後T P P交渉など農業を取り巻く状況の予測が付かないことから、現行制度の見直しの必要が生じたときは占冠村新規就農支援協議会及び各関係機関との連携を図りながら検証・検討を行い、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。専門スタッフの配置でございますけれども、本村の農業の現状を見ますと新規就農をはじめ、農業者の高齢化、農地利用など喫緊の課題が山積しておりますので、必要性は十分に感じております。配置につきましては先ほどの各関係者の共通理解がまず必要であります。また、人材についても農業経営ですとか、農業

経済に精通した人、占冠村の農業構造を知っている人といった人材が必要であります。こうしたことから、農協、村、農業委員会、新規就農支援協議会など、配置先をどこにするかといったこともありますので、そういったことが整理された段階で具体的に進めてまいりたい、そのように思っております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 先ほども申しましたけれども占冠村の農業の現状と、将来展望を考えた時に、新規就農等支援対策の見直しも、これは非常にお金も使って良い制度だと思っております。ただ、そのことの実現をするためには非常に難しい手間暇がかかる問題があると思っております。過去においてはこういう制度はなかったんですけれども、現状において経営の大小はありますけれども、新規就農と言われる人たちが5、6戸現存で農業をしております。その人たちもリタイアといたしますか、年齢が高くなっておりまして、その人も含めて占冠村の次の担い手を考える場合はやはり先ほども言いましたように、非常に有効な施策だというふうに思っております。ただ、実現に向けてということになりますと、非常に難しい要素があると思っております。村長も執行方針で述べておりますように、新規就農については既存農業者の育成を図りながら新規就農事業を積極的に受け入れていきたい、こういうふうに述べておられます。そこで、はじめに申し上げましたように、昨年度議会で平取町に新規就農の視察を行っております。大まかに概要と問題点等をちょっと時間をいただいて説明をさせていただきますと、平取町は5,500人、農家数が422戸、耕地面積4,790ヘクタール、その中で非常に面積も占冠村と比較をしても比較にはならないくらいいろいろな意味で農業の生産額も出しているのですけれども、その中で特出すべきことはトマトを作っているということ

で、これが販売額が41億円というようなことで。平取町の中では酪農が21戸、肉牛が47戸、稲作が580戸と、非常にボリュームが大きなところの農業でやっている訳ですけども、その中の新規就農の取扱いというのはトマトだけに絞っているんですね。だから占冠村の実情から言うと酪農、肉牛、小さい面積ではありますけれども、そういうことをしてきましたからなかなか切替えが難しいという部分もありますけれども、しかし平取町では新規就農についてはトマト一本で、経営面積も1町歩くらい、そういうことでやっております。占冠村としても将来的に非常に学ぶべき点があるのではないかと。もちろんその中にも地域担い手育成センターというようなことで、農業の精通したスタッフを置いて対応しているという実情にあります。それで新規就農の募集要項の中で、先ほども言いましたけれども、村長は万全だというふうに言っていましたけれども、比較をさせていただきますと、農業の経営をする家族の積極的な協力を得られる夫婦で検証できる。要するに夫婦というふうに限定をしているんですね。占冠村は单身でもいいということなんです。二番目としての違いは十分な自己資金があるということ。トマトで1町歩の経営で、ハウス栽培ですけども、これは厳密に500万円自己資金がなければダメだということがあります。研修期間は2年程度、占冠村は3年ですけども、非常にハードルが高いということですね。そういうことで、ここ10年で1年1人程度就農して、やってくれているということですが、なかなか居ないというのが実態ですね。それと平取町の受け入りのポイントですが、就農者の受け入れは先ほども言ったように夫婦・意欲・資金・年齢制限。占冠村は60歳未満というようになっていきますけれども、平取町では20歳から45歳までということですね。課題と対策ということですが、ここでいって

ることは研修まではなんとかかなるけれども、就農のために、施設、農地など多額な初期投資が必要で、なかなかスムーズに就農が実現できる対応策が難しいというようなこともっております。それと住宅の確保、これは新規就農に限らず占冠村の課題でありますけれども住宅の確保が非常に困難であると。もう一つ、平取町でも言われているのは農地の確保が難しい。このような問題点を指摘されております。そこで占冠村の実情を考えたとき、今までは昨年度の問い合わせ件数も含め、9戸といいますか9人あったというようなことです。今年は3戸、3人から問い合わせが占冠村にあったということですが、村として受け入れ戸数の目標と、業種、これをどのように考えていますか、制定していますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 受け入れの条件等もちろん平取町の事例もお聞きしておりますし、占冠村にある就農支援協議会の中にもそういった受け入れの条件等議論された経過があります。ただあまりハードルを高くすると希望者が集まらないのではないかとこの心配も中にはございます。そこで目標でございますけれども、数多く手を上げてくれる方がいらっしゃればその中から選択して受け入れするということになりしますので、多ければ多いほどいいのかなとは思っております。具体的な目標戸数というのは定めておりません。それから受け入れの業種ですけども、これは基本的には占冠村の営農類型がございますので、それをベースにしております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 先ほども言いましたように平取町では1年間に2戸以内、多くても最終的にはそれに絞るということ、最終的には1戸しか2年くらいのトータルでは残っていないというのが現状です。そこで農地の問題

とも関わりがあるのですが、いわゆる限られた農地で就農してもらって、今の既存の農家の人も育成もしながらと村長は表明しておりますけれども、もちろん新規就農の部分もこの要項に入っておりますから、それはそれでいいかと思いますが、いわゆるリタイアする時期といえますか、スムーズに移行することを考えますとこれはまた先ほどの専門職員の問題とも関わりは持ってくるんですけども、農地の確保や既存農家のスムーズな移行というものを考えますと、非常に難しい要素があるというふうに思っております。そういう意味で事務的なこれだけの処理でこれだけの人が必要だというのは別に、そういう調整とか将来に向かって間違いなく定着してもらおうということを考えると、その裏側の仕事というのが非常に重要になってくると思っております。そういう意味でこれは、例えば高年齢になったといっても、占冠村の農地の面積利用方法から考えて見ますと、その両立をしてそのタイミング良く次の世代に引き受けて、諸々の処理をしてそこに定着させるというのは、それはなかなかスムーズに行くところもあるかと思っておりますけれども、難しい要素があると思っております。既存農家の考え方やらを受け取りながら、しかもそこに新規就農者に入っていただくという調整を、どういうふうに考えていくかというのはまさに専門職の役割だというふうに思っておりますが、そこら辺りについて村長はどういうふうなお考えを持っていますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 新規就農対策は、言葉が悪いですけれども離農対策を平行してやらなければならないものだと、そうしたことから先ほど申しました専門スタッフ、そういうものは必要だとこれは痛切に考えておりますが、村が持つべきものなのか、農協がそういう人員を配置すべきものなのか、その辺も整理しなければ

ならないと思っております、前段の農協には村の意思は伝えておりますけれども、これもなかなか難しい状況であるという返事をいただいております。もちろんそういう人材には農業経営だとか、農業経済に精通したもの、なによりも占冠村の農業構造といえますか、そういったことを知っている方でなければなかなか対応していくのは難しいのではないかなと思っております。そういった人材がいるかということと、農業ですから農協の応援、支援もいただきながら進めなければならないと思っております。平取町の状況は農協との関係はよく分かりませんが、多分あそこはあれだけの大きい生産もっていますから、単協で対応しているのかと思います。そういう農協さんのネットワークもあると思いますので、そこは連携とれるものであれば農協にもお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 今村長は平取町の実情はどうかということですが、平取町は生産したものを全部農協を通すというようなことでありますし、道の新規就農ともつながったそういう施策で取り組んでいます。ただ占冠村の実情を考えてみますと、それは農協でそういうことをやるというのは理想なことでありますけれども、新規就農の現状にいる新規就農者を考えてみても、新規就農者、農業者イコール農協と、こういうことにはなっていない。それが良いか悪いかは別にしても、占冠村の実情に照らしてそういうことで進んできた今日的な状況があるというふうに思っています。したがって集落対策も含めて新規就農を今受け入れるから全部農協とイコールだよと言ってもなかなかそういうふうには、今までの進んできた道から見るとそれは理想であってもなかなかつながりにくいのではないかと思っています。そういう中で、先ほど

の話しに戻りますが、新規就農対策の費用も村で計画を立てましたけれども、後のことは農協さんでやってくれというようなことは、まさに筋違いだというふうに思います。そのことを行政の中で新規就農対策として予算として持って、成果を期待するのであれば、成果がつながるように行政の中で、将来に向かって実績が上がるような体制を作る、そのことが正しい方向だと思うのですが、再度お伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） そこは餅屋は餅屋があると考えております。行政で新規就農者の資金調達ですとか、融資ですとかそこまではできないものと考えておりますし、行政は行政としてやるべき範囲があると思っています。ただ受け入れたからそのまま放置するというは考えておりません。占冠村に来られるのであればできる限りの支援はしてまいりたい。ただ先ほど言いましたように農協でしかやれない分野もございますので、そこはそういった機関にも協力をお願いしていかなければならない、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） そのところは分からない訳ではありませんけれども、その部分は今後の課題とし、予算組をして成果を期待する前向きな考え方もあっていいというふうに思っています。それと平取町の例から考えますと、既存の農家にあまり無理のかからないような農地の使い方等もやっているみたいですがけれども、占冠村の場合はいかんせん農地が少ない訳ですから、先ほども言いましたように既存農家との調整、そういうようなことを考えてみますと将来に向かっては農地の交換部分も含めた考え方の中でこれも非常に難しい課題ですけれども、将来的な展望に立ったときには、既存農家のご理解もいただいた中で、農業振興はどうあるべ

きかという掘り下げた議論も当然していかなければ、なかなか定着が難しいと思っています。その部分について村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 新規就農者の場合、農地ゼロからのスタートでございますから新たに農地を取得する場合は、既存の農家の了解といえますか売買なり賃貸なりそういったことが必要になります。当然既存農家の理解も必要であると、そのように思っております。

○議長（相川繁治君） 小峰議員に注意します。もう少し要約して簡潔にやってください。同じことを何回も言っているように聞こえますので、1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 給付型奨学金制度の創設について。将来、占冠村で農林業や医療、福祉等の分野で活躍していることを条件に給付型奨学金の制度を検討すべきと思うがお伺いをいたします。これは教育長から先にお伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。国の動きといたしまして、文部科学省が今検討している返済の義務のない高校生向けの給付型奨学金について大学も対象に含める方向で検討しているとの報道がありました。背景としましては、大学卒業後に就職できず貸与型奨学金の返済に苦慮するケースが問題化しているということによるもので、無利子の貸与型からスタートさせ、給付型に移行させようとしているようであります。実施時期、支給額等についての詳細についてはまだ未定とのことでございます。自治体においては看護師、保健師など専門職に対してその養成にかかる学校や養成機関の就学にかかる資金の貸与制度や、卒業後一定期間当該自治体への勤務後償還を免除する制度、また、農業後継者に対して一定額の奨学金

を支給し有能な人材を育成する制度を設けている自治体もあるようでございます。本村においても過去に村の保健師の確保のためにこういった制度を実施したことがあると思います。この様な制度におきましてはそれぞれの自治体が必要としている人材、あるいは産業の維持・発展に資すると判断して、施策として創設されていることから、今後の国の動向、あるいは村の方針等を踏まえた中で検討し対応していく必要があると考えてございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 今の質問ですが、村長にもお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ご指摘の給付型奨学資金制度につきましては現在国において検討されているものでございまして、国の動向も見る必要があると思っております。本村の場合、奨学資金は優秀な学生生徒が経済的理由により就学は困難な者に貸与して、有用な人材を育成するということが一つございます。本村に高等学校がないため、就学機会を作ることを目的に創設されたものと思っております。この制度として継続していくべきと思っております。ただ、ご指摘のように村が必要とする人材、そういう人材はさまざまな分野がございます。それぞれの職場の条件が違うことから、需要といたしますか必要に応じて制度を作り、その制度で対応していくべきではないかと現在はそのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） ここで、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時10分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） お許しをいただきましたので、いくつかご質問をさせていただきたいと思っております。まず質問1ですが、鶴川本流の落差工についてでございます。トمامトンネル付近こちらから行きますと、トمامトンネルを出てトمام側のすぐ右側に本流の落差工がございます。この落差工についてまずは設置者、設定目的、設置時期について把握いただいているかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。当該箇所でございますけれども、一級河川の鶴川の施設でございますので、旭川建設管理部で設置した施設と確認しております。設置目的でございますが、目的と時期でございますけれども、問い合わせたところ古い施設であることから現在調査中であるとのことでございます。通常、落差施設は増水したときに下流の急激な増水を防ぐためのものであり、防災対策だと認識してございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） この落差工について私の方で独自に道の旭川建設管理部の方に問い合わせをさせていただいて聞きました。今村長がおっしゃったように古い施設で、その設置時期ですとか目的の資料が出ないということで、これについては継続して調査をいただいて、まずはなんのためにいつ作ったものか。その今必要とされる設備なのかということを確認をいただきたいと思っております。更に今年の夏に見ましたところ、水量が下がったときに落差工の下を水が抜けている状態になっています。その水面も落差工よりも下に下がっている状態になっておりました。これは私の方で確認をさせていただいて村の方にもお話しをさせていただいたんですけれども。現在、水量が増えますと、落差工の上をフローしているんですけれども、水量が落

ちたときは下に抜けている状態になっています。これについて現状は把握をされているか、もしくは危険な状況にあると思います。例えば釣り人ですとかが下に吸い込まれるような可能性もあるかと思うんですよね。そういったことに対して状況認識と対策について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 落差工の現状でございますけれども、目視で私どもも見ておりまして、渇水期になると下から水が出ていると、そういう状況は把握しております。旭川建設管理部富良野出張所になりますけれども、そこにおいても現状については確認をしております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） ご存知のとおり鶴川にはヤマメが古来から生息をしております。その一部は100キロメートル先の海を目指して下って、サクラマスになって返ってきている訳です。ヤマメ、サクラマスを復活させたいということでいろいろな団体がそれぞれ取組みをされております。特に昨年から寄附金を村でいただいて、その寄附金を使って放流事業等もされている訳ですね。これは村の環境の循環を取り戻す活動としてこれは非常に素晴らしいものであるというふうに考えております。ただ、魚をたくさん放してもこの落差工ですとか下流部の頭首工、これは田んぼのための取水施設ですが、ここの問題を解決しない限りこのサクラマスが昔のように返ってくるということはありません。現状取水口、頭首工も非常に大切な施設ですから、それを今すぐに改修するというではありませんが、例えばこの落差工は循環を遮る施設であることは明らかである訳です。今回、破損をしているということですので、環境に配慮したものへの改修を、道の旭川建設管理部に要望していくべきではないかと思うのですけれども、それについて村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村といたしましても、河川の防災対策も重要でございますけれども、環境整備や生態系の維持なども大変重要と考えておりますので、総合的な観点を考慮してもらい、早期補修に向けて要望してまいります。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 旭川建設管理部の方にもこういう要望というか、改修してほしいという声は全道でたくさんあるそうです。それが優先順位に、道も予算がないですから付けてそれを待っていると、なかなか改修することができないというお話しでした。これは地元の強い要望があってはじめて実現するものだと思います。具体的に要望書を出したり、そういう形で動かれるおつもりがあるかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） とりあえず窓口であります富良野出張所において陳情してまいりますけれども、その上部機関となりますのは旭川開発建設部になります。そこへ陳情する際はそういった要望書を持って対応しなければならない部署ですので、その際にはそういったことも行ってまいります。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは次の質問に移りたいと思います。自転車の活用と環境整備についてということでございます。自転車を車に代わる移動手段として活用すると、当然のことながらCO2の削減など、大きな環境負荷の軽減に、また、健康増進にもつながります。村内で自転車の移動を奨励していくべきではないかというふうに考えています。特に中央地区から占冠、双珠別というのは自転車で十分移動できる範囲ではあります。こういったことを昨今の燃料の高騰等も自転車のような後押しになっていると思われませんが、村長の自転車活用に対する

認識を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたしたいと思
います。自転車につきましては、その自転車の
利用価値から愛好者が増えていると認識してご
ざいます。ただ日常生活の移動につきましては、
自転車にするのか自動車にするのか、またオート
バイにするのか徒歩にするのか、その選択と
いうのはやはり個人の自由であると考えてござ
います。また占冠村の自然条件、気象条件、そ
れから道路状況を考えますと、村が自転車によ
る移動を奨励ということは無理であると、今、
現在はそのように考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 確かに個人の自由では
ありますので、それは強制ということは難しい
のかなというふうに思います。ただ森林バイオ
マスを進めていこう、これはただ単純に、森の
木を使ってエネルギーに変えていけばいいとい
うだけの話しではありませんよね。省エネルギ
ー、どうやって電力を減らしていくか、化石燃
料を使うのを減らしていくかということであり
ますから、できるだけ化石燃料エネルギーを使
わない体質を作っていくというのは、やはり進
めていくべきことではないかなというふうに私
は考えております。例えば行政の方でも自転車
を使われてきている方もたくさんいると思うの
ですけれども、村長はこれを村民にどうか、
例えば庁内で推奨していく、そういったような
考えがないかも一度伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 庁内での推進していく
考えはないかということでございますけれども、
私は自宅から役場までは3キロメートル程度で
自転車で通勤するには最適な距離かと思ってお
ります。中央まで自転車で来たこともあります
けれども、そんなに体力の消耗なしに来られる

ということもございますけれども、先ほど言い
ましたように自転車を使うか徒歩にするか、自
動車を使うか、そういったことは庁内で推奨す
るといってもその辺は今の段階では無理と考
えてございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 私も自転車でできるだ
け来たいなど、これからは思っておりますけれ
ども、まずはそういうことに気づいたというか、
必要だと思った人からはじめていくのがいいか
なというふうには思っております。この自転車
については、観光の側面からも非常に期待が膨
らんでいる訳です。北海道に来訪している観光
客が海外から来ている方の中で、昨年度ダント
ツの一位が台湾で28万800人いらしております。
この台湾は自転車で有名で、GIANTという
日本、海外、欧米でも有名な自転車のメーカ
ーの本社があるところなんですね。日本国内でも
サイクリングをしたいという需要が増えており
まして、例えば広島県のしまなみ海道では自転
車専用の道路を60キロメートルに渡って整備を
して、そういうツーリズムを進めているとい
うところもございます。道内でもこういうサイク
リングツーリズム、新得町もフットパス等使
って進めておりますけれども、これを進めてい
こうという動きが出てきておりますけれども、今
後こういうサイクリングツーリズムを村内で取
り組んでいく考えがあるのか、村長の認識を伺
います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 北海道におけるサイク
リングツーリズムの推進につきましては、札幌
商工会議所や北海道商工会議所連合会が中心と
なりまして、平成24年度に設立されたサイクリ
ングツーリズム連絡会を中心に観光に生かす取
組みが開始されております。特に北海道は海外
から風景や味覚、気象条件や広い道路など好評

価を得ており、今後北海道へのサイクリングツーリズムは増加するものと考えております。観光は日常生活とは違いまして、サイクリングを目的に行動するためその市場性は大きく、車通りが少ない田舎の道が自転車、ツアーに向いていると言われていることもあります。環境整備が課題と考えておりますので、一市町村では取り組みがどうしても弱くなる、そういうこともありますので、現在ある富良野・美瑛広域観光推進協議会の中で、そういったことも提案し協議を進めてまいりたい、そのように思っております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 自転車で、ツーリズムで移動する方というのは長距離を移動しますので、簡単に富良野方面から占冠村まで1日で移動してくると、その整備は確かに一市町村では難しいというふうに思います。ただ日本は非常に自転車に対する対応が遅れておりまして、例えば想像していただければ思うのですが、ここから金山峠を越えて富良野市まで自転車で走ったときに、一日中車に追い越されていると、ギリギリのところを車が通りすぎるということで、非常に危ないという状態になっているということです。それと同時に例えば役場の前に今自転車ポートというものがなくて、信金の前のところのスロープ沿いにいつも自転車が止められておりますが、風が吹くとしょっちゅう何台も倒れている状態がよく見られます。私も見る度に起こしてはいるのですけれども、やはりこういう自転車を使うという最低限の環境整備をしていくべきかなと思います。国道に自転車専用のレーンを作るというのは非常にハードルが高いと思うんですが、役場の前に自転車のポートを作るというのはそれほど難しいことではないかなと。一つ一つ積み上げていくことでこういう観光にも対応していけるような土壌ができ

ていくのかなというふうには思いますが、村長のこの辺りの環境整備のお考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 総合センターといいますが、役場に来る職員、それから用事があって住民の方もいらしております。自転車用のサイクルポート、倒れているのを見ると必要であると考えます。ただ場所はどこがいいのか、そういったことも整理しなければなりませんけれども、倒れている現状を見るとそういったことも必要ではないかと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） こういうふうに観光ということの大きな目標、広域移動ですね、目標に一つ一つ対応していくことで、住民にも良い影響が出てくるのでないかなというふうに考えている訳です。昨年も議論になったと思うのですけれども、住民からの声で双珠別から中央の中学校に自転車で通うのに非常に危ないと、なんとか自転車が通りやすいレーンを作ってもらえないか、もしくは草刈りをしっかりしてほしいという声がありました。すぐにこれは難しいということで、草刈りを頻繁にやるということで対応していると思うのですけれども、将来的にはこういうサイクリングツーリズムに対応出来るようなレーン作りをすることで、住民の安全性も高まっていくというふうに考えております。ここについて最後に伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） サイクリングレーンの設置はもちろん、国道であれば国、道道であれば道との関係がありますし、多分規格等もあって、非常に難しい案件ではあると思っています。ただ昨今の状況を見ますと、富良野市ではアスライド、そういったイベントをやっておりますし、美瑛町でもセンチュリーライドというイベントをやっております。占冠村でもツール・

ド・北海道を受け入れた経過があります。その時は時間を区切って専用許可を取ってやっている訳ですけども、もし夢が叶うのであれば自転車専用道、そういったものがあれば良いかなと思っておりますし、国、道にも声を掛けていく必要があると考えております。それから通学の道路のことをございますけれども、これを待ってたらなかなか前に進みませんので、通学路の安全は通学路の安全ということで、これから国、道に要望してまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは次の質問に移りたいと思います。レクリエーションの森ですね、赤岩青巖峡の手前にあるレクリエーションの森について、現状と使用状況、近年の使用実績含めて伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） レクリエーションの森の使用実績につきましては、一般の利用の実績はございません。使用については占冠・村づくり観光協会がなめこ園としての利用が1件ございます。利用については以上でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 今年の夏ですね、数回いろいろな機会がありまして議会でも言ったんですけども、レクリエーションの森を見させていただいたんですけども、やはり古い施設がそのまま放置されているという。一部鉄骨には大きな木が倒れてぐんにやり曲がっている状態が放置されていると、廃墟と言っているような状態になっております。普段から一般の方の目に触れる場所ではありませんけれども、観光協会のなめこ狩り等で一般の方が入っていく機会もありますし、なにより村有林ですから適正に必要なない人工物は撤去をして管理をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

使用する予定のない建築物は放置をせず予算化して順次撤去をするべきというふうには思っております。もう一点、村有林内のなめこの菌を植えたほだ木なのですけれども、これも昔に使ったほだ木はもう全くなめこが出る状態ではない苔むした状態で、ほぼ土に戻るまでそのまま放置という現状が見られています。この辺りも含めてどういったことをこれから撤去されていくのか、撤去されるべきと思いますけれども、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 施設につきましては、ご指摘のとおりでございますので撤去に向けて検討してまいります。なめこの原木でございますけれども、そのまま放置しておくのかどうかは土にそのまま返るようであればそのままでもいいのかなと思いますけれども、そこも状況を把握したいと思っています。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） ほだ木に関しては、しっかり見ていただければ分かると思います。確かに年月が経てば土には変えていくと思います。ただ通常の土の状態ではない訳ですね。それが林床全てがそれで覆われている状態で、決してジクジクとした状態になってしまって、森林としては不自然な形ですね。外からたくさん材木が運ばれて下を埋め尽くされている状態というのは不健康な状態になっていると思います。そういったことも、施設と同じだと思うんですね。人間がなにかやって、それが終わった後にそのまま放置しているというのは決して良くないと思いますので、ここも少し調べていただいて、対処していただきたいというふうに思いますが、再度村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 現状調査いたします。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは次の質問に移りたいと思います。プールの安全対策についてです。村内のプールの設置状況と使用実績について教育長に伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。教育委員会が所管しているプールにつきましては中央とトマムの2カ所に村営プールを設置してございます。平成25年度の利用状況でございますけれども、中央、トマムそれぞれ6月24日から8月31日までの期間開放してございます。利用状況につきましては6月から8月合計で大人と子どもを合計しますと、延べ人数で1,308名、過去の利用者数を見ますとピーク時が中央プールにおいては平成12年度の1,820人となっております。同じくトマムプールでございますけれども、これも6月から8月までの大人と子ども合計で626名となっております。トマムの利用実績を見ますと平成16年の1,424名がピーク時となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） プールの安全対策についてお伺いしたいと思うのですが、昨年2012年7月30日に京都市内の小学1年生の女子がプール教室の最中におぼれて亡くなりました。この教室はですね、実は12年前、今から13年前の2000年に東京都の杉並区で起きた死亡事故の教訓が生かされなかったことが分かってきました。東京の事故原因となった身長を超える水深、大型ビート板の使用が東京では改められていたのに、京都の教育委員会には伝わっていません。これは教育行政の縦割りの弊害で同じ事故が起きてしまったということでありませう。北海道ではこういった事例が網羅された最新の安全管理マニュアルが存在しているのでしょうか。また村の安全管理の現状、マニュアル等の存在、もしくは共有について伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） お答えさせていただきます。道に確認したところ、道独自のものについては作成していないということでございました。安全対策については毎年プール開設前に全道対象なのですけれども、文部科学省と北海道が主催するスポーツ施設等安全管理講習会、そのプール安全管理講習会ということで、本村も担当者が参加し、そのマニュアル、指針なのですけれども文部科学省、それと国土交通省が作成したプールの安全標準指針に基づいて事前に説明を受けた上で、プールの運営管理にあたってございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） プールのマニュアルについては村で存在をしているのでしょうか。再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 先ほども申し上げましたけれども、村の独自のものではないですけれども、国土交通省、文部科学省が作っているこのテキストを事前に読みながら皆と講習とかそういった形で事前にやっています。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 水の事故は起きてからは遅いですね。水でなければちょっとしたケガで済むところが、水の事故というのは起きてしまったら即死亡事故につながると。私も高校時代に後輩を水泳の授業で亡くした経験がありまして、こういったことをニュース等で知って、うちの村もよくプールから声が聞こえてきて皆楽しそうに泳いでいるのは知っているのですが、やはりこういったところでしっかり確認をしていくべきだろうということで質問をさせていただいているのですが、実際にプールの管理、指導している人はこのマニュアルは見たことがないというふうに言っています。これを共有をさ

れていないというふうに認識しているのですが、再度教育長の認識を伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 先ほどマニュアルの講習は受けているという話をいたしました。それでそれを常時そちらに設置するなり見せたかと、それについては直接そこに置いていないかも知れませんが、先ほども申し上げましたとおり、教育委員会の担当者がそういったところに行っておりますので、事故の起きた場合、それと事前の施設の関係ということで、開設前に施設関係、ろ過器、ネジ・金具の取り付け状況、吸い込み状況の確認、管理体制、管理者への指導、AEDを用いた救急訓練、救命道具の確認総点検を実施し、オープン開設期間中も適時施設のチェックと、管理者への指導を教育委員会で行ってございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 実際にはマニュアルがあったとしても現場では共有されていないというふうに聞いておりますので、再度確認をいただいて共有をいただくということが一つです。マニュアルがあっても使われなかった、知らなかった、今回の大震災の事故でもありました、幼稚園でマニュアルがあっても全員で高台に逃げるはずが親に返して、それで5名か3名の子どもが死んでしまったという事例もありました。マニュアルはあってもそれが共有されてなければ全く意味のないものになりますので、もう一度共有を徹底していただきたいと思いますが、伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。せっかくそういう形で説明しておりますので、現に実際にございますので、そういったものを現場に持ち込んだ中での説明、指導というのをやっていきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） もう一点、学校の事業のプールの場合は教員が監視等安全対策をしている訳ですけれども、開放の場合は行政で委託をして雇って監視員の方をお願いしているというふうに聞いております。この監視員の人数等分かりましたら、この質問の中に入っていなかったんで分かる範囲で結構です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきますと思います。当然、交代要員、休みもごさいますので、基本的には両方については2人を確保しておりますけれども、両方ともいなくなることもございますので、その時には教育委員会からトマム、中央に行ってその分の監視を続けております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 監視員は2人を配置されているということだそうですが、プールの監視員というのは施設の管理人とは根本的に違うんですね。溺れている時に飛び込んで助ける、もしくは先ほど言ったAED、心肺蘇生、そういったことができる前提の監視員を配置されているのか、再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 先ほども申し上げましたけれども、事前にAEDの講習はさせていただきます。それと先ほどのご質問ですけれども、もしそのような溺れた場合があった場合についての対応としましては、一つは飛び込んで助けるというのが一つでございます。それと救命道具をなげるというような訓練もやっております。やっぱり一番大事なのは連絡体制だと思っておりますので、幸いにも同プールにおきましては、トマムの場合は学校、中央の場合については小学校、そして役場等もございますので、そういったなにかあった場合につい

での連絡指導・体制等について徹底していくように指導しているところでございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 再度伺います、これは本当に命につながる事なので。監視員の方は、現状、昨年の状態を私は把握をしているわけはありませんので、これから先未来に向かってのことと聞いていただければいいと思うのですが、やはり人がいればいいということではないと思います。実際に飛び込んで助けられるか、もしくはそういった知識があるかどうか。これは村内の雇用で、短期間の雇用で人選において難しい面もあるかと思いますが、最大限留意していただいて、なにか事故があったときはリカバリーできる監視員の配置をしていただきたいというふうに思うのですが、再度伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 今回の件でございますけれども、その管理する人材の確保、これにつきましても年間募集をしてやっている訳でございますけれども、今ご指摘のあったとおり即戦力という形か、その辺のこともあろうかと思っておりますけれども、今後の監視員の体制については今ご指摘いただいたことも含めた中でそういった人材の確保・対応に努めてまいりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 先ほど設備に関しても答弁がありました、再度お聞きします。これも記憶に新しいところですが、2006年に埼玉県ふじみ野市の市営プールで吸水口に吸い込まれて死亡するという事故がありました。吸水口だけではなくて、村の設備の安全管理状況について伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。吸水口の事故につきましては、あの事故

は発生した当時、全国のプールの管理者に対して再検査、再点検の実施という国からの通達もございました。吸水口につきましては、うちは安全対策という意味で中央が二重構造、そしてトマムは昨年度吸い込み口防止金具を全面取り替えて確認をしております。また、村ではありませんが、水槽内のボルトやネジのゆるみが原因で事故等が発生しているようなことがございますので、期間中に職員が取り付けの部の確認を行っております。また、私が平成21年に教育長になったんですけれども、平成21年から平成23年にかけてプールの整備事業として屋上鉄骨やプール内の塗装、滑り止め等を含めた修繕を3,800万円程度かけて実施してございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 最近夏が非常に暑いので、子ども大人含めてプールを楽しみにしている人が多いと思います。最後にもう一度プールの安全管理、安全対策について教育長の考えを再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 今ご指摘のとおり本年度については異常な暑さ、それで結構熱中症で倒れる方も多くございました。本村においてはプールが唯一の涼をとるというような施設でございますので、今おっしゃったとおりそういう子どもたちの夏休みの楽しい時期に、水でこういったような事故がないように、教育委員会としましても今後とも十分に点検・指導等進めながら子どもたちの育成に努めてまいりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 最後に今日、教育委員長がいらっしゃらないようなのですが、私はやはり教育委員と事務方の教育長、教育次長は補完できるものではないというふうに思っています。教育長がいなくて次長がいる、次長がいな

くて教育長がいるということはいいと思うのですが、教育委員長もしくは教育委員がこの場にいらっしゃらないというのは少し違和感を感じるんですね。というのは先日問題になりました島根県のはだしのゲンの閉架の問題がありました。図書に持っているけれども出さないと。これは教育委員会の事務方の方で判断をして、教育委員は知らなかったということで問題になったんですが、やはり教育委員、今日は同意案もありますけれども、委員長がいらっしゃらなければ代理の方がでるとか、そういったことが必要かと思うのですが、これは教育長にお伺いしていいんですか。お伺いします。

○議長（相川繁治君） 今の山本議員の質問は、通告外。関連はあるのですけれども、通告外ということで、許可を得てからの発言が正しいと思います。答弁はどうしますか。教育長、答弁はよろしいですか、本人ではないけれど。

では、教育長。

○教育長（藤本 武君） 今の委員長の不在という件でございますけれども、これにつきましては昨日今日ということではなくて、1ヵ月半も前から仕事の関係で北海道にいないということで、全く申し訳ないんですけどもという連絡を受けて、それで議会の方に説明員からは外させてもらっています。その間不在の間、質問とは違うかも知れませんが、委員長とのコンタクトはとっていないかということにもなってくるのですけれども、それは委員長も心配されて、電話等でなにかないかいという形で情報のやりとりはしています。それで今後の対応なのですけれども、先ほど委員長の欠席をしたときに別の委員というお話しもございましたけれども、その話については私の一存では答えられませんので、その辺は持ち帰った中での協議をさせていただきます。

○議長（相川繁治君） 次、6番、工藤國忠君。

○6番（工藤國忠君） お許しをいただきましたので、ジビエ工房森の恵みの運営についてお伺いしたいと思います。平成24年4月に開始してから約1年5ヵ月になります。当初年間300頭の目標は達成されているのか、また村内と村外のエゾシカの購入頭数はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ジビエ工房でのエゾシカの受け入れでございますけれども、平成24年度で298頭受け入れております。村内、村外からの区分けですけれども、全て村内で狩猟・有害駆除されたシカでございます。

○議長（相川繁治君） 6番、工藤國忠君。

○6番（工藤國忠君） 298頭ということで、目標は達成したような感じであります。目標の頭数はいくら多くても、最近ではきのこも出ていますが、山に行ってみますとシカがものすごい増えています。また、シカも人に慣れて近寄ってきて逃げないような状態になっています。そこで、300頭の目標は達成していると思いますが、良質なシカ肉の確保は11月から2月、冬期間が一番良い季節だと思っています。この時期にジビエ工房の社長が他の事業所へ出稼ぎに行っていると聞いておりますが、村ではどのような指導を行っているかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） まずはシカの捕獲頭数でございますけれども、確かにライトセンサスを行っても、減ってはいないという数字が出ています。ただ、シカも学習しておりまして、ハンターが行けばすぐいなくなるといった状況で、午前中にもお答えした経過がありますけれども、現在、国有林も含めて有効的な捕獲方法を今後進めていくところでございます。それからジビエ工房での受け入れでございますけれども、森のかりうどさんがやっております、基本的に

は来たものを受け入れるというシステムをとっております。ですから、そこに村が介入してどうのこうのということはありません。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長、もう一点、ジビエ工房の社長が別の企業で働いている件についての答弁をお願いします。

村長。

○村長（中村 博君） ジビエ工房で働いている方が他の事業所で働いている、どれだけの時間働いているのかは分かりませんが、割合にしたらジビエ工房に影響するような時間ではないと私は思っています。

○議長（相川繁治君） 6番、工藤國忠君。

○6番（工藤國忠君） 頭数もたくさんとれているし、暇なような感じには聞こえます。しかし、占冠村の工場で扱っている肉を、美味しいものをお客さんに提供するには、やはり冬期間が美味しい脂が乗った肉が生産できると。そこで、よそから持ってきて買っているばかりではなくて、そういうアルバイトする暇な期間でもあったら、この期間だけでも。夏はそうやっていてもいいですけども、この冬期間だけでも脂が乗ったシカを村の特産物として、捕っていただきたいなと思います。それから、質問の2番目、現在、シカ肉の消費拡大について普及活動はどのように行っているのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 現在村では山菜やエゾシカ肉などの地元産品その他、村の地域資源を広く宣伝・PRするために、各種の取組みを複合的に行っております。村の魅力を発信して、観光客誘致、それから地元商業者への経済波及効果、地域の活性化、そういったことに資する目的に食と観光推進事業を行っております、シカ肉の消費拡大も含め、事業展開を行っているところであります。この事業でございますけ

れども、実施にあたりましては村、商工会、観光協会と関係機関と協議連携を図りながら進めてきております。また、村内のシカ肉販売でございますけれども、道の駅、アンテナショップや、リゾート内の占冠アンテナショップで行っております、商品としてジャーキー、焼き肉用、ハム製品などがあります。その他に、リゾート内レストランを含む村内の飲食店7施設で食材として活用し、メニュー展開しておりますし、商工会での特産品開発により生まれたレトルトカレーにも村内のシカ肉を使用しており、消費拡大に努めております。また、ふるさと祭り、紅葉祭りなどのイベントで出店し、村内外のお客様へ美味しいシカ肉を提供し、PRに努めております。今後ともシカ肉の消費拡大に向け、猟友会など関係者や商工会、観光協会と連携しPRに努めてまいりたい、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで、午後3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時15分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

次に、2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それでは一般質問をさせていただきます。なお、前段で木村議員の質問もございまして、重複するところがあると思いますので、なるべく避けながら質問したいと思います。質問1として、商工業の振興でございます。これについては木村議員も質問されまして、現在延長についての検討をしているということでございまして、いわゆるこの条例は時限立法でございまして、私は非常にこれは商工業のために素晴らしい条例だと思います。それでこの時限立法の項目に書いてあり

ますように、附則の条例の失効というのがございまして、これが期限付になるものですから、ここを廃止してはいかがかと、このように考えておりますので、村長のお考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。附則の廃止につきましては、今後の検討作業により考えてまいりたいと思います。ただ、平成23年に条例を制定する際に、全員協議会、商工会理事会等でご議論をいただきましたが、条例制定にあたっては協議と事例を重ねていくことによって、より良い制度を作り上げていくそういった手法に基づいて条例を制定した経過があります。そうした意味において、時限処置を設けることで、見直し年度が到来しますので、当該施策のあり方について検討することができる、そういったメリットもございます。当初制定した状況でいえば、地元企業が存続していくためには人材こそが地域の宝であり、特に人材育成の迅速な支援が必要とされました。企業負担1割で資格や技能を身につけた人材を、更に企業自らが普段の教育を進め、経営に資することができるよう取り組むことが本制度の補助金の活用の成果にもつながるものであります。いずれにしましても制定経過もございますので、今後の見直し作業の中で検討してまいります。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） ただいま村長の答弁、私も記憶にございます。実際にこの条例ができましたら、非常に企業においては重要な条例ということが現在分かってきた訳でございます。ぜひ、附則部分の条例を廃止するようにご検討されたいと、再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 廃止するには本則の方も関係してきますので、そういった整理が必要でございますけれども、時限立法にしたという

メリット、そういったこともありますので、廃止するかどうかは今後検討させていただきたい、そのように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） ぜひ、いい方法に検討していただきたいと思います。次に2番目の地元企業の後継者育成対策でございます。商工業の振興のために、若い従業員の育成確保が現在非常に大切で、急務となっております。それぞれの企業において育成確保に努力しておりますが、村内の企業は零細企業のため思うようにいかないのが実情であります。村においては商工業の振興に手厚い支援策を講じられていますが、更なる地元企業の人材育成のため、先ほどから論議されておりました新規就農等支援対策事業のような要綱があれば非常に後継者対策として中小企業も助かるのでありますので、こうした要綱の制定ができないのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。新規就農等支援対策事業、そのもとになっているのが事業要綱でございますけれども、要綱のどの部分を指しておられるのか分からない部分もございますが、人材育成、このことについて言えば、基本は企業自らが社員教育を進め、人材を育成することが経営者としての責務であると考えております。しかしながら、村内企業の多くは家族経営であったり、小規模事業者がゆえに将来を担う人材育成を進めることが難しいという現状から、企業の人材育成を後押しする条例として、地域企業振興条例を制定いたしました。ですから、この条例を今後とも活用していただきたい、そのように考えておりますし、附則のところがあれば時限立法でございますので、今年度のような区切りの年に見直しすることも可能ではないかと、そのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 新規就農対策実施要領ですか、どの部分ということでございますけれども、私の考えているのには、例えば新規就農の場合は月10万円、3年間交付金が出されていると思うのです、そういうような感じの要綱ができないものか、その部分だけでも私は十分かなと思うのですけれども、そうした検討をしてはどうかということでございます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 農業と商工業とは基本的な立場が違うところもあります。後継者育成としてどのような制度がいいのか、それについては今年見直しを行うものですから、その中で商工会のご意見をいただきながら考えてまいりたい、そのように考えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 見直しに際しては、十分私ども商工会も期待しております。

次に、道の駅周辺の整備でございますが、これにつきましても先ほど木村議員の方からもありましたけれども、今年以上に増えているのではないかと思うのが、道の駅に連日大型バスが入ってきます。また、マイカーなども入ってきて非常に混雑して安全・安心確保するために、問題が起きているような気がします。そこでまず一点、駐車場の整備の拡張、もう一つは国道からの出入口が狭い、これも道路整備と書いてありますけれども、広げられないか。この二点について、まずお伺いいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。まず、一点目の駐車場の拡張整備でございますけれども、答弁重複します。確かに7月8月は道内観光のトップシーズンでございます、道の駅にも大勢のお客さん、マイカー、バスが来ておりまして、駐車場も混雑している現状にごさ

います。ただ、これを除いた10ヵ月間は現状でも対応可能と考えておりますので、現在、駐車場の拡張整備の考えはございません。それから2番目の国道から道の駅に入る道路整備でございますけれども、交差点が近く、また道幅も狭いため注意が必要な道路になっております。昨年、道路から道の駅駐車場入口のトラフ設置場所については修繕工事を行っておりますけれども、ポケットパークと農協倉庫の間に道路があるため、これ以上拡張もできない立地条件にあります。そのため、現在道路整備の計画は持っておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 確かに、民家や農協の倉庫があつて、用地確保が難しいと思うのですけれども、市街地の整備を兼ねて、あの付近一帯の計画を立て直して買収したらいかがですか。そういう計画が持てないものかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 市街地の整備となりますと、違う方向で検討しなければならないと思います。ただ現状ではポケットパーク、それから農協倉庫、民地がございますので現在では、整備の計画はありませんということでございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 前段で木村議員の質問の中で村長は2ヵ月しのげば何とかなるということございまして、一番重要なのは道の駅というものは駐車場が広いということと、先ほども話題になっておりましたトイレの確保ということ。道の駅は村長は何かというようなことを言っていましたけれども、私は道の駅というのは少なからず大きな車なり、そこへ訪れてくる人たちの休憩場、そこには大きな駐車場と更には便利なトイレ、それから出入口が非常に安

全であると。こういうのが一つの条件になると思うんです。私たちも旅をして道の駅によっては、やはり駐車場やトイレの完備がされていないところは実に寄りたくないものですから。そういうことを考慮すると、ぜひできないということではなくて、そういうものを検討に値するような気がすると思うのです。これは町づくりの一貫としてでもやはり考慮に入れる必要があると思うのです。町づくりというものは全体を考えたものであって、その一部分として今一番商業施設としては道の駅が込んでいます、繁盛しています。そこをやはり重点的におきながら進めるのは一つの方法かと思うのですけれども、そういうことを絡めて村長、再度ご答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 道の駅周辺の土地利用でございますけれども、村有地はほとんどありません。現在農地として使われている部分、それから民地がございますけれども、その民地についても交渉はしています。ただ手続等ございまして、それも進んでいない状況でございますけれども、そういった土地利用の規制がございまして、現在は道の駅周辺の道路整備というものは計画できない、そういった状況でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 村長が言うのは分からんでもありません。特に私は安全面を考えてものを申すのであれば、交差点から出入りする噴水のある部分ですか、非常に狭くて大型バス通り難儀しているのが実情です。そこで、先ほど申したように農協の倉庫は村が借りています。現に農協は使っていません、そういうものの買収計画も含めて考えてはいかがですか。もう一度お願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 農協倉庫でございますけれども、私の記憶では農協が合併する際、村から買収の話を持ちかけて断られた経過があったような気がします。そういうことがあってそれからその土地についての交渉はしてございません。もしあの倉庫が売却可能であればそういう方法もあるかとは思っています。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） ぜひ、今村長が答えたように農協倉庫の買収計画というものをテーブルに乗せてお話し進めていただきたいと、このように考えております。

それでは次に、質問3に移らせていただきます。これは教育長にお願いします。先般、新聞のチラシに鶴川ミッション2013年というのが入ってまいりました。これを見ていささか矛盾に思いますので、この辺についてお伺いいたします。このプログラムによりますと、公民館が主催で自主創造プログラムですか、9月28日に行われます。事業の内容、予算関係についてお伺いしたいんですけれども、まず最初にこのミッションのチラシはお話しを聞くところによると、エコビレッジしむかっぷNPO法人申請中と括弧書きしてあるんですが、この申請中の法人から出されたというふうにお伺いしているんですが、これは間違い不是吗。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 質問の内容なんですけれども、今は、その申請がエコビレッジしむかっぷからあったかということに答えればいいですか。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） チラシを作ったのは教育委員会が作ったのか、エコビレッジしむかっぷの方が作られたのか、そこを確認したいと。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） このチラシについて

は教育委員会は作成しておりません。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） まず、ここに書いてありますように、事業の内容と予算についてまずお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。本事業については日本河川協会がきれいな川と暮らそうという基金でございまして、その中では水質資源確保、河川の美化清掃、水質保全など、水環境の保全活動に対しての助成を受けて行っている事業でございまして、鶴川でつながる占冠村とむかわ町の流域全体が、共同で河川保全活動に取り組む体制を目的ということでこの事業を申請してきてこられております。それと事業の内容と予算でございすけれども、内容につきましては占冠村のシム川から青巖橋までの間の川で、子どもはラフトで川からのゴミ拾い、大人はバスで移動しながら川沿いからのゴミ拾いなど清掃美化をするという事業の内容となっております。それと予算の関係でございすけれども、先ほど言いましたとおり、きれいな川と暮らそうという基金を活用して、占冠村での開催部分の予算については21万7千円の予算で申請を受けてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 日本河川協会から21万7千円出ているという解釈でよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 私が今申し上げたのは占冠村での開催分の事業として21万7千円を見込んでいるということです。それで誤解があったら困るんですけども、これは占冠分の開催部分と、むかわ地区での開催部分との二つに分かれているというふうに聞いてございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） もう一度お伺いしま

す。これは日本河川協会から、これは公民館主催ですから、教育委員会とさせていただきませす。教育委員会に21万7千円を交付されていると、こういうことですか。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 教育委員会にはここからのお金は入ってきません。多分、河川協会の事業の中でいきますと、先ほど申し上げた事業については1案件辺り100万円を限度とすると規定されておりますので、はっきりした額については承知しておりませんが、100万円以内の50万円なのか40万円なのかという話で、そのうちこの事業をやるのに占冠村で行う経費としては21万7千円を見込んでいるという話で、これはうちの公民館が出すということではなくて、このNPOが申請してやるものだというふうに思っております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 再度質問します。NPOに日本河川協会から21万7千円が入ったというふうに理解してもよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） その詳しいお金の流れについては私もしっかりと承知しておりませんが、ただ占冠村の今回の採択条件のってきた申請の中では、エコビレッジしむかっぷ、そして事業の収支予算については今申し上げた形で申請がっておりますので、そのお金の最終的な清算というのは教育委員会では関知はしておりません。ただ予算の規模としては、こういった予算でやるというふうに申請が上がってきています。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 私が鈍いのか。教育委員会では河川協会から一切お金は入っていないと、エコビレッジしむかっぷの方に河川協会から入ってきて、そのお金をもとにこの事業を

やる、こういう解釈でよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 私の説明が悪いのかも知れませんが、このお金については村の教育委員会には一切入ってきません。そして申請を受けているのは先ほど申し上げたエコビレッジしむかっぷから、今言ったような予算でやりますという話で申請を受けておりますので、今、議員が予算の内容を説明してくれということでありましたので、説明させていただきましたけれども、教育委員会はこれに対しての50万、21万7千円ということは一切関係ないです。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それじゃあ、何点かパンフレットに基づきましてお伺いしたいと思います。まず、主催が教育委員会で公民館ですので、これについて安全対策をどのように考えているか。ラフティングもやると言われていて、ボートを使うと思うのですけれども、河川なので万一事故が起きたときの責任はどのようになるかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 今までも公民館の自主創造プログラムということで実施させていただいております。今それで議員のご質問の安全対策、そういったものはどうなっているんだということでございますけれども、それにつきましては全国の公民館補償制度というのがございまして、そこに加入しております、その補償制度を活用させていただいております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 次に主催者についてお伺いしたいと思います。自主プログラムで開催される事業、これは公民館事業ですが、ほとんどは公民館が主催となっております。これは自主プログラムですので実際に事業を行う団体

が主催者となるべきではないかと。公民館は後援とか別な形でやるのが本筋かと思うのですけれども、その辺教育長の見解をお願いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまのご質問でございますけれども今までの経過といたしましては、先ほど全国の公民館の補償制度活用ということで、多分その流れで来たんだと思うのですけれども、公民館が主催ですることによってを公民館補償制度にのれるというふうにならざるにきていますのかと、それで今回こういったこともございましたので、その内容について調べてみますと、この事業について公民館の補償制度を活用するにあたってはその規定の補償対象者は公民館が主催、又は共催する行事参加者ということになってございますので、今、議員がご指摘にされた公民館がなにもかも主催ということではなく、共催という形での参加も可能でございます。ただ、今までやってきた中では個人の方が料理教室とかでやる場合については、公民館主催で自主創造プログラムという形も可能だと思っておりますので、今後に向けてはきちっと団体が決まっている部分については、主催ではなくて共催という形でも補助制度の対象にはなるというふうに思っております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 私は公民館と、公民館主催の行事と、一般団体の行事の主催をするか共催するかということについては、若干疑問を持っているんですけれども、これは先ほど冒頭で聞いたようにエコビレッジしむかっぷから出されてきて、そして新聞折込にして出したと、そうならば当然主催はこういう団体がやるのが本筋かと思うのですよ。なんでもかんでも共催にするとかということにはならないと思うのですけれども、現にこういう事業をやることには公民館もじっくり中身を精査しなければならない

いと思うのですけれども、その辺再度ご答弁願います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 先ほどもちらっと説明させていただきましたけれども、今ご指摘のとおりなんでもかんでも公民館が主催ということではなくて、やっぱりきちっとした団体があるのであれば団体の方に主催していただいて、そして公民館としては共催という形にしないと、主催か共催でないと賠償補償の対象とならないので、そういった共催という形そして、公民館の自主創造プログラムに実施するという形に持っていくのがいいのかなというふうに思います。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 次に共催についてお伺いします。これにつきましては、このパンフレットに書いてありますように4団体裁っております。河川協会については川をきれいにするうんぬんでもって、そこから21万7千円のお金をエコビレッジしむかっぶに流れていって、そのエコビレッジしむかっぶが共催というようになっております。それは分かります。ただむかわ町観光協会、むかわ町教育委員会については共催、鶴川流域ですから当然ここに入るのかなと思うのですけれども、むかわ町の方々はこの事業にどのような形で参加されるのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 誤解があったら困るのもう一点確認させてください。先ほど河川協会の補助金が21万7千円といったのは占冠村の分の予算であって、実際に申請する額は多分、むかわ町の分も合算されるので21万7千円よりは多いのかも知れませんが、その詳細な額については分かっておりません。それで、むかわ町とどうやってやっていくのかという話してございますけれども、今回の募集につきまし

ては、とりあえず今回は赤岩青巖峡までということで、それぞれ占冠村とむかわ町に呼びかけ、多分今度は鶴川を想定した形で、いつどうやってやるのか分からないのですけれども、その時にはそういった案内が占冠村にも来るのかなと思っております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 今、教育長の答弁を聞いていると、主催者にしてみたら内容が熟知されていないような気がします。それはちょっと置いておいて、なぜそこで占冠村の観光協会を落としたのか。これは地元として重要なことでもあります。その辺について、教育長は気付かなかったのか、気が付いていたのか、よく分からないんですけれども私もこれを見てこの質問をするようになったんですけれども、その辺の明解な答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 今のご質問は占冠村観光協会がなぜ共催とされなかったのかというご質問であると思います。それがなぜ共催とされなかったのか、その詳しい理由についてはお聞きしてございませんが、ただこの河川協会の補助の実施要領の中には、学校あるいは市民団体ということで、共催のそのメンバー等については規定してございません。先ほども申し上げたんですけれども、そういったことには気付かなかったのかということでございますけれども、基本的には自主創造事業プログラムでございますから、それで上がってきたものに対して、それで採択をした訳でございますけれども、先ほども申し上げておりますけれども、今後においてはそういった事前に共催・協力等の内容についても十分精査しながら不信感を抱かれないような事業を取り進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） これ最も大切なことなんですよね。出てきた資料をうのみにして新聞広告に入れるからこういう問題が起きるので。むかわ町観光協会があつて地元の観光協会がないというのは、なんといいのか分からないくらい問題だと思うんです。今後このようなことがないように、この種のプログラムについては内容をじっくり精査してやっていただきたい。もう一度教育長の答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 先ほども申し上げましたけれども、自主創造プログラムという自主性も尊重しながら、事前のそういった内容等について十分精査しながら事業を進めてまいりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） そこで、先ほどから聞いていると、教育委員会には人員不足で実際主催と言っても名ばかりで、ここで実際に事業を手がけるのはエコビレッジしむかっぷ、NPO法人申請中と、この方がやるというふうに伺っております。そこで、これはざつぱらんに私は言わせていただきますけれども、ここに共催と書いてあります、共催されますエコビレッジしむかっぷ、NPO法人申請中、これは申請中ですからそのうちに道から認可が下りると思うんです。これはどなたが考えてもそういう判断をするのが正しいと思います。実は、私の調査ではエコビレッジしむかっぷからは、上川総合振興局へ申請書は一切上がっていないという事実が確認されました。加えて、エコビレッジしむかっぷの人事に関して、これは分からなかったんですけれども、平成25年5月30日の道新の朝刊に、ここで発表されております、理事長さんと専務理事、この二人の名前が出ております。それで、専務理事さんは実は、私は不思議

に思ったのが、村づくり観光協会スタッフ紹介、占冠通信というのが先般の広報と一緒に折り込みになって来ております。この付記欄にこの専務理事さんは、今後、当観光協会とは一切関係がありませんので、お知らせしますという付記があつて、どうしてこういう付記があるのかなと思って聞いてみると、この方は観光協会在職中に不適切な会計処理をして退職を余儀なくされていると。私はこれを聞いたときがびっくりしました。申請をされていないというのが一点と、不適切な金銭事務処理をして退職を余儀なくされたことが一点と、このような団体にこういう仕事を任せていいのか、いささか私は疑問に感じます。これはまずいと思います。教育長の見解をお願いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまのご質問でございませぬけれども、私としてただいま申された内容について承知しておりませぬので大変申し訳ございませぬけれども、答弁については差し控えさせていただきたいと思ひます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） これは私は確たる証拠を持って話しています。実際にNPO法人は再度申し上げますけれども、上川総合振興局にも道にも上がっていません。これは申請中というのはまるっきり嘘です。申請中というのだから申請されているものだと思うのですよね。教育長よく聞いてくださいよ。それからもう一点の不適切な事務処理をやったということは、これは既に観光協会の資料として私入手しています。これについては観光協会からお聞きしたんですけれども、村の方にも資料が上がっているそうなので、十分その辺を教育長、見ていただいて、私はこれは9月28日実行しなければならぬと思うのです。こういう不適切な団体にこういうことをやらせることは絶対にまかり成ら

んと思うのですよね。知らないで、私は事実に基づいて言っているのですけれども、知らないでは通らないと思うのですが、教育長もう一度答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） ここで午後4時15分まで休憩します。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時15分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長の答弁からなのですが、教育長よろしいですか。

○教育長（藤本 武君） 先ほどの議員のご質問の中身だったと思うのですけれども、NPO法人の申請中ではあるということであったのですが、それが申請されていない。そしてまた、観光協会の在職中の不適切な処理の内容ということに関しては先ほども申し上げたのですけれども、私としては今この内容については周知、熟知しておりませんので、その段階で今私の答弁をするということは差し控えさせて、申し訳ないのですけれども、いただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 長谷川議員にお伝えいたします。ただいま、教育長の答弁の中でエコビレッジNPO法人については、承知をしていないと。申請うんぬんというようなことですね。ということで、このエコビレッジNPOについては村も関係していることから、村長の方からこの件についてお答えいただきたいと思いますが、村長よろしいでしょうか。

○村長（中村 博君） 通告されていない事項でありますので、私どもも詳しい資料はなにも持ち得ておりません。あえて言うならば、今ニウのキャンプ場を委託管理している事業所でございます。どのような経緯でそのようになっているのかは調べなければわからない、そのように考えています。

○議長（相川繁治君） 今、村長の方から調べてみなければ、なんとも返事ができないという答弁でございましたけれども、長谷川議員としては、それでよろしいかどうか。

2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 調査されていないものをこれ以上聞く訳にいかないのです。ぜひ調査して私の言っていることが正しいか、正しくないか、判断していただきたい、このように思っております。もう一点だけこれに関して質問ありますので、よろしいですか。このパンフレットによると協力団体があります。5つありますけれども、これについては主催者の公民館は各団体から承認を得ているかいないか。もう一つは、協力者の中で新しい名前が出ているのですが、チエプカという、これはどういう団体か教えていただきたい。それから、公民館として謝金など払っているのかいないのか、これについてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 共催団体の話でございますけれども、私が聞いている範囲では今回の事業をやるのに関して、ラフティングのこともございますし、それと先ほどの安全の関係もございまして、そういったものをプロにしている業者の方だというふうに聞いております。それと今、謝金の話が出たんですけれども、謝金の話につきましては、公民館の事業で実施する事業の中には謝金という項目がございます。それで今回の事業に対する謝金については、公民館の経費の中では出ていません。公民館の中で経費として支出したのは、新聞の折り込み費用の2,400円、これが公民館事業の中から出たお金です。その中での紙とかそういうものについては、既存の教育委員会にあるものを使っておりますので、とりわけその部分については、支出については出てきません。基本的に公費で支

出した伝票に残るものは2,400円でございます。
それでよろしかったですか。

○2番（長谷川耿聰君） チェプカは。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） チェプカの内容についてですけれども、深くは承知はしておりませんけれども、ただ、どういった団体ですかという話で聞いたときには、他の団体と同じように、そういったラフティング関係の業者、並びに車のリースとかもやっておりますので、そういった会社がこの中身の内容ですということまで聞いてるので、1社ごとには申し訳ございませんけれども、聞いておりません。

○議長（相川繁治君） これで一般質問は終わります。

◎日程第6 議案第1号から日程第12 議案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第1号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件から、日程第12、議案第7号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号及び議案第5号については、保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書の5ページをお願いいたします。議案第1号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案理由の説明をいたします。住民基本台帳の一部改正等に伴いまして、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について協議するため本案を提案するものでございます。内容といたしまして、別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削るものであります。附則としまして、1、この規約は、地方自治法第291条の3第3項

の規定による北海道知事への届出をした日から施行するものです。2、改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以降の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例によります。

続きまして、議案第5号となります。13ページとなります。占冠村子ども・子育て会議条例を制定することについて提案理由の説明をいたします。子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、占冠村子ども・子育て会議を設置するため本条例を制定するものです。内容ですが、第1条には設置の内容、第2条で組織、第3条では委員の任期、第4条で会長及び副会長の人数、第5条では会議の内容について、第6条では庶務、第7条で委任という内容で構成しております。附則ではこの条例は公布の日から施行するという内容でございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第2号及び、議案第3号については、林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 議案書の7ページをお開きください。議案第2号、動産購入契約を締結することについて提案理由についてご説明をいたします。本件については次のとおり、動産購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条第1項の規定により議会の議決を求めもの
でございます。内容でございますが、契約及び財産の取得の内容につきまして、1、契約の目的はグループソー購入。2、契約の方法は指名競争入札。3、契約の金額は1,443万7,500円。4、契約の相手方でございますが、旭川市永山3条11丁目2番5号、コマツ建機販売株式会社、北海道カンパニー、旭川支店長、大石橋弘昌。5、購入期限は、契約の日から平成26年1月30日まででございます。

引き続き、議案第3号の提案理由をご説明いたします。議案書の9ページをお開き願います。議案第3号、財産の無償貸付について。本件につきましては地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。内容でございますが、1、無償貸付をする財産について、(1)土地、所在、勇払郡占冠村字シムカプ原野48番6の内、面積、5,031.25平方メートル。(2)建物、所在、勇払郡占冠村字シムカプ原野48番6、構造、木造造り平家建て4棟、床面積、304.7平方メートル。(3)物品、油圧ショベルグラップルソー仕様、(コマツ油圧ショベルPC138US-8/グラップルソーGS-95LSI)1台、物品、ミニホイールローダーパレットホーク仕様(WA40-6)1台、物品、薪割機1台。2、無償貸付の目的でございますが、上記の財産を下記相手方に無償で貸し付けることにより、地域資源である木質バイオマスの燃料の製造・供給を安定的に行うことで、木質バイオマスの利用推進を図り、エネルギーの地産地消を図ることを目的とするものでございます。3、無償貸付の相手方は勇払郡占冠村字中央、占冠村木質バイオマス生産組合。4、無償貸付の期間、貸付契約締結の日から平成30年3月31日まででございます。以上、よろしくご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長(相川繁治君) 議案第4号については、企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長(伊藤俊幸君) 議案書11ページをお開きください。議案第4号、占冠村議会の議決すべき事件に関する条例を制定することについての提案理由の説明を申し上げます。この条例は地方自治法第96条第2項の規定により、本村議会の議決すべき事件について定めるものであります。内容につきましては、第2条で村が定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をし、

又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすることを議会の議決すべき事件と定めるものであります。施行期日は公布の日からとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(相川繁治君) 議案第6号及び議案第7号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長(田中正治君) 議案書の15ページをお開き願います。議案第6号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は平成25年4月1日をもって税条例の一部を改正する条例の専決処分をし、6月定例会において承認されたもの一部について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。条例改正の内容としては、個人住民税において、金融所得課税等の一体化等の見直しで、金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更するものと、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しとして、市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を年金所得者の公的年金にかかる、前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とする等の見直し。賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件のもと特別徴収を継続すること等の見直しを行うものでございます。附則としまして、施行期日を平成28年1月1日からとし、経過措置をそれぞれ定めております。

続きまして、議案書19ページをお願いします。議案第7号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、ご説明申し上げます。本件は、村税条例同様平成25年4月1日をもって専決処分をし、6月定例会において承認されたもの一部について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法

施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。条例改正の内容としては、株式等にかかる譲渡所得等の申告分離課税制度の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。附則として、施行期日を平成29年1月1日からとし、経過措置をそれぞれ定めております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第13 議案第8号から日程第16 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第13、議案第8号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第4号の件から日程第16、議案第11号、平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号までの件、4件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。

議案第8号については総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書21ページをお願いいたします。議案第8号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。この度、提案いたします占冠村一般会計補正予算、第4号は、歳入歳出それぞれ、4,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億4,940万円にしようとするものと、地方債の変更、1件でございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。議案書27ページです。

9款、1項、地方特例交付金において、自動車取得税交付金の減収補填による特例交付金を見込んでおりましたが、平成25年度の改正がなかったことから174万円の減額でございます。

10款、1項、地方交付税において、額の確定により8,296万5千円の増額でございます。

14款、国庫支出金、3項、委託金において、

教育費委託金で、公民館等を中心とした社会教育活性化プログラム事業委託金61万2千円の増額でございます。

15款、道支出金、2項、道補助金において福祉灯油支給事業に係る地域づくり総合交付金50万円の増額。エゾシカ森林被害防止強化対策事業道補助金26万5千円の増額でございます。

28ページ、16款、財産収入、2項、財産売払収入において、宅地売払2件分で194万4千円の増額でございます。

18款、1項、繰入金において、奨学資金繰入金で貸付金減額により、144万円の減額。福祉基金繰入金、林業振興基金繰入金で一般財源への振替により福祉基金繰入金で2,106万6千円の減額。林業振興基金繰入金で1,332万2千円の減額でございます。

20款、諸収入、5項、雑入において、雇用保険被保険者負担金の額の確定に伴いまして、3万6千円の減額でございます。

21款、村債、1項、村債においては、臨時財政対策債許可額の確定に伴いまして、568万2千円の減額でございます。

議案書29ページ、次に歳出についてご説明申し上げます。2款、総務費、1項、総務管理費において、1目、一般管理費で臨時雇上賃金10万円の増額。委託料で第3次地域主権改革一括法による条例改正のための検討支援委託料68万3千円の増額と財源振替。4目、財産管理費は財源振替でございます。5目、総合センター管理費で臨時雇上賃金10万円の増額。ボイラーの天井裏ファンコンベクター修繕料87万6千円の増額でございます。7目、企画費は村有リゾート施設関係の弁護士委託料157万5千円の増額で、内訳として着手金の追加52万5千円、成功報酬分105万円となっております。使用料及び賃借料のパソコンリース料においては、ウィンドウズXPのサポート期限終了に伴い、機種変更が

必要となったことから35台分、514万5千円の増額でございます。

30ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費において、1目、社会福祉総務費で普通旅費4万円の増額。消耗品費4万円の増額。通信運搬費2万円の増額。扶助費で補装具20万円の増額、福祉灯油51万円の増額。障害者医療費道負担金返還金14万円の増額と財源振替でございます。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費で占冠村歯科診療所排水施設整備工事250万円の増額でございます。2目、予防費で任意による風しん予防接種費用助成で11万円の増額。3目、環境衛生費で光熱水費1万9千円の増額でございます。

31ページ、6款、農林業費、1項、農業費において、6目、交流促進施設運営費で双民館修繕料30万円の増額でございます。

6款、2項、林業費において、エゾシカ森林被害防止強化対策事業委託料56万円の増額。工事請負費で林道タンネナイ線連絡道路盤改良工事105万円の増額と財源振替でございます。

32ページ、7款、商工費、1項、商工費、2目、観光費で需用費の印刷製本費で観光パンフレット及びマップの作成で84万8千円の増額。修繕料で物産館修繕で20万円の増額。湯の沢保養施設修繕で80万円の増額でございます。備品購入費で湯の沢温泉防災用発電機購入費で60万円の増額。物産館AED購入費で50万円の増額。湯の沢温泉AED購入費については予算措置をしておりましたが、指定管理者において購入されたことにより50万円の減額でございます。負担金、補助及び交付金においてはトマム町内会花火大会が中止になったことから補助金48万円の減額でございます。

8款、土木費、1項、道路橋梁費において修繕料112万5千円の増額。道路台帳整備委託料20万円の増額。工事請負費で村道ホロカ幾寅線道

路改修工事240万円の増額でございます。

33ページ、8款、土木費、3項、住宅費において住宅等修繕料189万5千円の増額。工事請負費で中央団地A棟屋上防水改修工事242万6千円の増額でございます。

10款、教育費、1項、教育総務費、奨学資金貸付金144万円の減額でございます。

10款、教育費、2項、小学校費において、1目、学校管理費、占冠中央小学校及びトマム小学校施設修繕料245万円の増額。役務費で手数料60万円の増額。パソコンリース料においては役場同様ウィンドウズXPサポート期限終了による機種更新で21台分、328万4千円の増額でございます。2目、教育振興費で電子黒板ソフト購入費9万円の増額でございます。

34ページ、10款、教育費、3項、中学校費において1目、学校管理費で占冠中学校施設修繕料280万円の増額。パソコンリース料で小学校同様、機種変更21台分で328万4千円の増額。2目、教育振興費は電子黒板ソフト購入費4万5千円の増額でございます。

10款、教育費、4項、社会教育費において、2目、公民館費で、公民館等を中心とした社会教育活性化プログラム事業委託金に係る予算として、臨時雇上賃金13万4千円の増額。報償費として講師謝礼10万円の増額。旅費13万2千円の増額。消耗品費14万4千円の増額。印刷製本費10万2千円の増額でございます。

35ページ、10款、教育費、5項、保健体育費、1目、保健体育総務費で修繕料358万円ですが、内訳として占冠中央スキー場の夜間照明修繕3基分で276万円、ロープトー屋根取り付けで82万円の増額となっております。委託料で運動公園遊具撤去委託料32万円の増額。備品購入費、体育施設用マット購入費で15万8千円の増額でございます。2目、給食推進費として扶助費として準要保護児童生徒給食費分15万5千円の増額

でございます。

14款、職員費、1項、職員費において職員手当等で特別職分5万9千円の増額。共済費で退職手当組合事前納付金精算分302万1千円の増額でございます。

戻りまして、22ページから23ページ、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。24ページ、地方債の補正につきましては第2表、地方債補正のとおり、1件を変更しようとするものであります。以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（相川繁治君） 議案第9号から議案第11号までについては、保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書37ページをお願いします。議案第9号、平成25年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号であります。今回の補正の内容につきましては歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,320万円にしようとするものです。

以下、事項別明細書で説明をさせていただきたいと思えます。

40ページです。歳入からですが、9款、繰越金、1項、繰越金において前年度繰越金20万円の増加です。

歳出ですが、2款、保険給付費、2項、高額療養費、2目、退職被保険者等高額療養費で20万円の追加でございます。

以下、戻りまして38ページの歳入歳出予算補正につきましては第1表のとおりでございます。

続きまして、議案書41ページ、議案第10号、平成25年度村立診療所特別会計補正予算、第2号について提案理由の説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ367万円を追加し、歳入歳出それぞれ9,387万円とするものでございます。以下、事項別明細書、44ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入ですが、5款、繰越金、1項、繰越金において前年度繰越金367万円の増加です。

歳出ですが、1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費で道補助金返還金としまして26万3千円の増加です。2目、占冠診療所管理費において、修繕料ですが28万円の増額。3目、トマム診療所管理費において修繕料として312万7千円の増額でございます。

戻りまして、42ページの歳入歳出予算補正の内容につきましては第1表のとおりの内容となっております。

続きまして、議案書45ページ、議案第11号、平成25年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号について提案理由の説明をいたします。この度歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,110万円とするものでございます。以下、事項別明細書にて説明申し上げます。

48ページです。歳入ですが、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、地域支援事業交付金ですが、介護保険予防事業として7万円の増加。

8款、繰越金、1項、繰越金で前年度繰越金として3万円の増加です。

歳出ですが、3款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費、1目、介護予防事業費で燃料費5万円の増加。2目、包括的支援事業費では普通旅費で1万2千円の増額。役務費においては通信運搬費で8千円の増加です。

4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金において、過年度精算金として3万円の増額でございます。

戻りまして、46ページにあります歳入歳出予算補正につきましては第1表の内容となっております。以上、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明

を終わります。

全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日は、これで散会いたします。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は、

散会 午後4時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年12月 2日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 小峰 義雄

占冠村議会議員 長谷川 耿聰

平成25年第5回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成25年9月27日（金曜日）

○議事日程

議長開議宣告（午前10時）

日程第 1	議案第 1号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 2	議案第 2号	動産購入契約を締結することについて
日程第 3	議案第 3号	財産の無償貸付について
日程第 4	議案第 4号	占冠村議会の議決すべき事件に関する条例を制定することについて
日程第 5	議案第 5号	占冠村子ども・子育て会議条例を制定することについて
日程第 6	議案第 6号	占冠村税条例の一部を制定する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 7号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 8号	平成25年度占冠村一般会計補正予算（第4号）
日程第 9	議案第 9号	平成25年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第10号	平成25年度村立介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第11号	平成25年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12	認定第 1号	平成24年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	同意案第1号	占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	同意案第2号	占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	意見書案第11号	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書
日程第16	意見書案第12号	道州制導入に反対する意見書
日程第17	意見書案第13号	消費税増税中止を求める意見書
日程第18		議員派遣の件
日程第19		閉会中の継続調査・所管事務調査申出
追加日程第1	議案第12号	占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについて

○出席議員（8名）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	小峰 義雄 君
	2番	長谷川 耿聰 君		3番	山本 敬介 君
	4番	五十嵐 正雄 君		5番	佐野 一紀 君
	6番	工藤 國忠 君		7番	木村 一俊 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村長	中村博君	副村長	堤敏満君
会計管理者	小林潤君	総務課長	田中正治君
企画商工課長	伊藤俊幸君	保健福祉課長	小尾雅彦君
福祉施設推進室長	中田芳治君	産業建設課長	尾関昌敏君
林業振興室長	田畑泰行君	トマム支所長	岩谷健悟君
総務担当主幹	平川満彦君	職員厚生担当主幹	木村恭美君
財務担当主任	野原大樹君	税務担当主幹	合田幸君
企画担当主査	中里安紘君	交通安全担当主任	佐々木智猛君
商工観光担当主幹	松永英敬君	国保医療担当主任	橘佳則君
社会福祉担当主幹	高桑浩君	保健予防担当主幹	細川明美君
介護担当係長	蠣崎純一君	村立診療所主幹	多田淳史君
農業担当係長	阿部貴裕君	土木下水道担当主幹	岡崎至可君
建設担当係長	嵯峨典子君	水道担当主幹	小林昌弘君
環境衛生担当主幹	平岡卓君	林業振興室主幹	鈴木智宏君

（教育委員会）

教育長	藤本武君	教育次長	中田利明君
学校教育担当係長	小瀬敏広君		

（農業委員会）

会長	水野利行君	事務局長	尾関昌敏君
----	-------	------	-------

（選挙管理委員会）

書記長	田中正治君
-----	-------

（監査委員会）

監査委員	鷺尾心英君	監査委員	木村一俊君
事務局長	窪田敏雄君		

○出席事務局職員

事務局長	窪田敏雄君	主任	八木香織君
------	-------	----	-------

開会 午前10時

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、動産購入契約を締結することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 動産購入契約を締結することについてですけれども、グラップルソーの購入とうことで、1,443万7,500円ということで、非常に高額になっております。グラップルソーと言いましても、住民の皆さんはなかなかイメージがわからないと思いますので、住民に分かるように説明をしていただきたいなど。機械の説明ですね。お願いします。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） ご質問いただきました、油圧ショベルグラップルソーの使用でございますが、なかなか言葉で説明するのは難しいのですが、この機械はベースマシンがユニボというような形で、その先にものを持つイメージでこうあるんですが、このグラップルで木よせ、あるいは積み込み、あるいは荷下ろしをしながら、同時にこのグラップルの中にチェーンソー、木を玉切る機械が装着されておりまして、その中で玉切ることもできる機械と承知しております。その機械を持って、玉切ることで、非常に効率がいいと。同時に玉切る長さも機械的にきちっと管理した形で、玉切ることができるというような機械でございます。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、動産購入契約を締結することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長(相川繁治君) 日程第3、議案第3号、財産の無償貸付についての件を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番(木村一俊君) 貸し付けするこの物品の故障時の修繕費の費用負担についてどう考えておられるか、ということが一点と、先にコンソーシアムを作って対応している訳なのですが、このコンソーシアム協定書の加入にはこの生産組合名で入っておられるのか、あるいは生産組合を構成している単体で入っておられるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長(相川繁治君) 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長(田畑泰行君) 一点目の修繕費の話だと思いますが、私どもは物品を提供するというごさまでございまして、占冠村木質バイオマス生産組合に貸し付けさせていただき、この組合の中で管理をしていただくと。そこで、故障が生じた場合はこのバイオマス生産組合におきまして修繕をしていただいで活用願う

という立場でございます。もう一つ、コンソーシアムの絡みでございますが、現在はバイオマス生産組合の中で生産するというごさまでございまして、コンソーシアムの構成員という位置付けで理解しています。

○議長(相川繁治君) 他に、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、財産の無償貸付についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、占冠村議会の議決すべき事件に関する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、長谷川耿聰君。

○2番(長谷川耿聰君) この条例ですけれども、先般、定住自立圏構想推進要綱15ページに渡っている資料をいただいた訳ですけれども、この条例を制定することにおいて村はどのような利益があるか、そこをお伺いしたいと思

います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 議員のご質問にお答えしたいと思います。この定住自立圏につきましては、これまでも広域連合で進めてきておりまして、今回この定住自立圏構想に基づく協定を結ぶことによりまして、国からの財政措置がございまして、それを活用し、既存の広域事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 説明の中で、広域連合で進めているということなのだけでも、広域連合でこういう話が出たことがないのです。それで、定住圏構想をやることによって占冠村がどのように利益をもたらすか。単純に答えていただきたいと思います。今回3回しか質問できないものですから、読んだ範囲内では定住自立圏構想研究会報告というのを入手した訳なのですけれども、この構想は簡単に言うと中央圏からの人口流出を食い止め、中央圏への人の流れを阻止するという。結局、大都市への人口の流出を防いで、逆に大都市からの地方圏の人口を増やすということなんですよ。占冠村では大都市といっても富良野市がここで言う大都市にあたると思うのですけれども、事実上この構想圏において、そういうことが可能であるかないか、この辺企画課長はどのように考えておられるか。もう少し具体的に説明願いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 先ほど広域連合でという話でしたけれども、誤りで広域圏で事務を進めているということです。この定住自立圏構想というのはあくまでも自らの意思に基

づいて中心市と協定を結んで連携しながら事業を進めていくというものであります。ですので、村として意思を持たなければ、協定を結ばなくてもいいということでもあります。ただ、この間、広域圏で事業を進めてきておりますので、それとなんら変わるものではないというふうに私は認識をしております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） これは非常に、私はこれを一通り読ませていただいたんですが、大事なことで、もっともっと中身をよく研究してみないとまずいと思うのですけれども。本当に富良野圏域でこういうことができるかできないか。その辺は、広域圏の中で協議されていると思うのです。それで私一つここで、若干提案しておきたいことがあるのですけれども、私が言うのは奇想天外な提案なのですが、この広域研究会の報告書がもとになってこれができているのですけれども、この構想は一人ひとりの国民がライフステージごとにいろいろな選択ができる。ライフスタイルですから、これは20代、40代、50代、定年後。そこで一番大切なのは推進の力になるもの、これはなにかと。これは各地域における住民の創意あふれる努力による、一人ひとりの創意工夫なんです。だから、この構想圏に基づきまして、ここの住民もこうしたライフスタイル、それから住民の創意・工夫、こういうものの結集が必要だと、こういうふうに考えられるのですよね。その辺を村ではどのように取り扱っていくか。条例を出す以上においては、その辺まで研究しなければならないと思うんです。それで私は一人ひとりの創意、努力ですから、私は奇想天外な発想というのが、実は笑われるかも知れないのですけれども、これ平成25年9月13日の道新にカジノ誘致小樽市始動とあります。小樽市長は何を言っているのかといえば、国の法律ではないんですけれども私

は手を上げる。だから、私はこういうへき地の人口が減少していて、この構想圏に基づいてなにをやるのかということについては、法律ではまだ決まっていないですけども、小樽市と同じようにカジノを誘致するという構想を持ってはいかがかと。これは企画課長に言っても仕方がない。村長、私はこういうことを提案したいのです。この構想圏に基づいて。いかがなものか、考え方をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。この定住自立圏でございますけれども、できた当初は一定の要件がございました。確か中心都市が4万人か5万人、それ位の人口規模がなかったら定住自立圏を形成することができないということでスタートした訳ですけども、昨年その枠といいますか、外れまして、富良野市でも該当するようなものになってきております。そういうことから、小さい都市でも共栄しなさいという意味だと私はとらえています。今回、広域圏でやっている事業も重複するものがあるものですから、ぜひ協定を結んでやっていきましょうかという話しは首長会議の中でありまして、このような形になっております。今回、長谷川議員がご提案されたカジノ誘致の構想、前にも一回そのような話しをお伺いいたしましたけれども、占冠村は適地であるのかどうか。それから、もちろん住民の意向もございます。そういったことも考慮しなければならぬ案件だと思っております。この場でどうのこうの言うことは差し控えたい訳ですけども、そういうご提案があったということは受け止めておきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村議会の議決すべき事件に関する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議案第3号についての追加説明の申出がありましたので、これを許します。

林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 議案第3号におきましての質問で、コンソーシアムについてご質問がございました。私、コンソーシアム、バイオマス生産組合が入っているという説明をさせていただきましたが、厳密には湯の沢温泉の薪ボイラー導入事業でございますが、この一村一エネ事業で取り組んでおりますが、このコンソーシアムの構成は、株式会社高橋重機さん、有限会社長瀬産業さん、ここは単体でコンソーシアムの構成員になっております。木質バイオマス生産組合の構成は、株式会社高橋重機さん、有限会社長瀬産業さん、河淵機工の3社で木質バイオマス生産組合という組織を立ち上げておりますので、そういう意味から言いますと、単体でコンソーシアムに加入をした形での薪ボイラー導入の一村一エネ事業が今実施されているということでございます。

◎日程第5 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第5号、占冠村子ども・子育て会議条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村子ども・子育て会議条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第6号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第7号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（相川繁治君） 日程第8、議案第8号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第4号の件を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 補正予算のところの質問を何点かいたしたいと思います。27ページ、14款、国庫支出金、3項、委託金、3目、教育費委託金のところにあります、公民館等を中心とした社会教育活性化プログラム事業委託金、これは34ページの歳出の公民館費とも対応してくるところであります。一応、5つのテーマについて交付申請を出し、委託金が交付されるということで、占冠村の場合、交付申請時のテーマとして選んだのがどういうことなのか、説明は大学との連携事業というか、既存事業を利用してということなんですが、もうちょっと具体的に説明をお願いいたします。それから100万円が採択になったと思うのですが、今回61万2千円ということで、残りの約40万円のこれらいろいろ予定しているのか、教えてください。

29ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、5目、総合センター管理費、11節、需用費の修繕料、ボイラーの修理ということで、87万6千円ということですが、ボイラーの修理ということなのですが、将来的には薪ボイラーへの転換というのを考えているのかどうか、その辺のことをお聞きします。

30ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費の占冠村歯科診療所排水施設整備工事ということで載っておりますが、歯科診療所は特別会計を持っているのですが、歯科診療所の特別会計から支出がなされなかった理由を教えてください。その下の2目、予防

費、風しん予防接種費用助成ということで載っておりますが、一応この対象者をどう考えているのか。後、助成の額というか接種費用はどの程度なのか。それから、近隣の各市町でいろいろやっておりますが、内容が各市町で違うものですから、一応妊娠している人の夫にも対象としてやっているとところもあるんですが、村ではどうかということと、一応ワクチンの需要が多くなったものですから、ワクチンが不足しているということがあるのだそうです。それで、その辺の量の不足とかその対応はどうなっているのか。

32ページの7款、商工費、1項、商工費、2目、観光費、11節、需用費の修繕料、物産館20万円、湯の沢温泉80万円ということでしたが、どういうところの修繕なのか内容を教えてください。

○議長（相川繁治君） 教育次長、中田利明君。

○教育次長（中田利明君） それでは議案書27ページの教育費委託金についてのご説明でございます。本事業につきましては、占冠村のタイトルといたしましては公民館地域連携活性化事業として申請をしております。事業の大まかな考え方でございますけれども、公民館活動を通じまして地域資源の見直し、あるいは再発見を行いまして、住民の方が自らの地域の良さを見直す契機にしていこうと、地域の活性化につなげていこうというものでございます。事業といたしましては、これは大きな枠でくくりますと、地域再発見事業、これは地域の食材あるいは森の中から生まれる副産物などを利用いたしまして、食あるいは物づくりについて学ぼうというものでございます。それから大学連携事業、こちらにつきましては大学の学生さんなどを招きながら地域の方との交流、高齢者の方との交流、そして児童を中心にした交流と、3つ大きな柱を考えておりますが、こういった事業あるいは

地域作りのセミナーなどを事業として掲げております。事業のうち、地域再発見事業といたしましては、既に地元の農産物などを利用しました料理作りのセミナー、あるいは大学との連携事業の一部を既に行っております。ご質問にありました、事業費は大まかに100万円程度を予定しております。今回、60万円の補正でございますけれども、残りの40万円については既定の予算を使いまして、現在のところ予算40万円を使う予定でございます。既存の事業の中でもこの目的にかなうものについてはこの需用費の中に組み入れてまいります。ただ、文部科学省からの委託事業でありますので、こちらで清算をいたしまして、申請した結果対象から除かれる場合もございますけれども、現在は60万円の補正、40万円は既定の予算の中で、総額おおよそ100万円の予算ということで計画をしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） それでは私の方からは、まず、29ページ総合センター管理費の修繕料、ボイラーの修繕でございますが、議員ご質問の薪ボイラーへの転換について検討はされているかというお話でございますが、現在ご指摘のように総合センターのボイラーが相当傷んでおりまして、補修をしながら使っているというのが現状でございます。将来、薪ボイラーが可能であればそういったことも検討をすべき内容かなと思いますけれども、現在のところは現行のボイラーで修繕をしながら使っていきたいというふうに考えてございます。

次の30ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費の占冠村歯科診療所工事請負費でございますが、この工事につきましては、歯科診療所直接の経費というとらえ方をしないで、村の施設の外構整備をするという考え方に沿って、排水については国道との協

議等もあつたりもしまして、直接村がこれらの工事を施工するのがいいだろうという判断のもとに一般会計で処理をさせていただきたいということで、計上させていただきました。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 30ページの4款、1項、2目、予防費、委託料で風しん予防接種費用助成11万円のご質問ですが、ただ今予防接種に対しての実施要綱を諸準備している訳ですが、対象者としましては妊娠を予定し、または希望している女性とその夫ということで、規定しているのと、妊娠している女性の夫ということの対象者を考えています。ワクチンの量なんですけど、当初、沿線自治体が取り組むことで占冠村でも検討した訳なんですけれども、現時点では診療所との調整にもよりまして、ワクチンは入手困難からだいぶ緩和されてきて入手できる状態で推移してきているものですから、十分可能かということで、打合せをしております。この11万円の予算につきましては、対象者を20人分ということで予定しております。風しんワクチンの接種2,500円、麻しん風しん混合ワクチンに対しては一人当たり5,500円という助成額で予定をしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 32ページの7款、商工費、1項、商工費、2目、観光費、11節、需用費の修繕料の内容でございますけれども、一つは物産館20万円でありますけれども、当初計上していた予算が屋根の雨漏り修繕等で支出しておりまして、予算残額が少額となったことから、今回、小破修繕として20万円を計上させていただきました。箇所、用途については決まっておりません。湯の沢温泉の建物改修経

費として50万円でありますけれども、これにつきましては、メタンガス換気扇設備のための予算でございます。7月27日に温泉法に基づき富良野保健所で現地調査が行われまして、その時に改善指導を受けていることから換気扇を設置するものであります。また、この他に源泉施設へメタンガス測定器を設置し、湯の沢温泉のガス濃度を確認する見積書を徴しておりましたが、見積額が高額であるため設備の方法、再検討をした上で12月補正予算に計上の予定をしております。その他、湯の沢温泉の30万円でありますけれども、設備修繕料当初予算として100万円を計上しておりましたが、残額が少額となったため小破修繕予算として30万円を計上するものであります。これにつきましても、修繕箇所、用途等は決まっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） お答えをいただきましたが、27ページの公民館関係のところ、文科省からの委託費が私の記憶ですが、100万円から200万円ということで100万円が最低限だから100万円あたるのかなど。その辺のところの見解をお聞きしたいということと、あと30ページの風しん関係の風しん予防接種ですが、その関係のお答えの中で、具体的な妊娠可能な方とかという説明がありました。具体的には何歳から何歳までというものはないのかどうか。既に接種された方に対する償還ですか、その辺があるのかどうかという回答がなかったということですね。それから、新聞に出ていたんですが、料金は富良野市でやっているところの接種費用ということで、一応風しん単独ワクチンで2,600円、これは富良野市より100円安い。麻しん風しん混合ワクチンの場合は4,200円、うちでは5,500円ということでちょっと高いので、その差がどういう感じかどうかちょっと教えてください。

○議長（相川繁治君） 教育次長、中田利明君。

○教育次長（中田利明君） 文部科学省への委託費の申請の上限が現在100万円でございます。正確には100万3,820円の事業費で申請をしておりますので、これを上回ることはございません。対象経費の内容によりましてはこれを下回る場合も考えられるということで、今回はそのうちの61万2千円を予算計上したということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 答弁不足だったかも知れませんが、対象者としての規定なんですけれども、占冠村に居住して住民登録されている方、平成2年4月1日以前に生まれた方というのは、親の規定に対してなんですけれども、風しんの罹患歴がなく、風しんワクチンの接種履歴がない方ということの限定でございます。特に、年齢的な要件については定めておりません。富良野市との対比なんですけれども、ワクチンの金額自体は同様ですので、あとは技術料の算定の経費ということで、これも一応診療所と調整しての金額設定になっておりますので、差額の分についてはそれぞれのお医者さんの技術料ということで把握はしています。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 予防接種関係の既に受けられた方の償還というのは、考えられているのかどうか。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 特に、そこも規定については履歴等で、ない方ということで償還の関係については定義ございません。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 何点かお伺いさせていただきます。議案の28ページ、18款、繰入金、

1項、繰入金、7目、林業振興基金繰入金、1節、林業振興基金の繰入ということで、1,332万2千円ですね、この基金を繰り入れた後の残高と、今後の基金の方向性をお聞かせ願えればと思います。

29ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、14節、パソコンリース料これと、関連しまして、33ページ、34ページにも小学校、中学校でパソコンのリース料が出ております。これ全部合わせますと非常に高額になりますので、必要性和趣旨の説明をそれぞれにお願いしたいと思います。

35ページ、10款、教育費、5項、保健体育費、1目、保健体育総務費、13節、運動公園の遊具撤去委託料ということでございますが、具体的にどういった状態で、何を撤去するのか。そして撤去された後、公園の遊具について新設されるのか、そういったことの方向性をお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） まず28ページの18款、1項、繰入金、7目、林業振興基金繰入金、でございます。この減額につきましては当初予算で繰入を見込んでおりましたものを、一般財源が可能ということで今回減額をさせていただいております。これの減額をさせていただいた残額でございますが、これを減額いたしまして、1,802万9千円となります。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、中田利明君。

○教育次長（中田利明君） パソコンのリース料につきましては私の方から先にご説明をさせていただきます。今回のリースにつきましては、現在教職員用に配置してありますパソコンがXP仕様でございます。この保守期限が来年切れるということもございまして、今回村での入替があるということですので合わせてその中に私どもも盛り込みまして、入替えをしよう

というものでございます。セキュリティの保守がなくなりますと、館内LAN等でつながっておりますので、ウイルスへの感染等も懸念されます。教職員とのお話の中でもウィンドウズXPのあとはどうするのだというご懸念が夏頃から出ておりまして、課題としてとらえておりましたけれども、村がリース契約をするということで私どももこれに合わせて行うものでございます。なお、既存のものでございますけれども、平成26年2月で対応年数が切れるということもございまして、今回予算計上をしたものでございます。来年2月のものを今ということについてなんです、大変品薄状態ということを知っておりまして、今から予算計上をして納入をできれば2月から3月ころに間に合わせたいということもございまして、今回の補正予算計上になったということでございます。

35ページの保健体育総務費の委託料、運動公園の遊具の撤去でございますけれども、場所につきましては中学校の横テニスコートに隣接してございます遊具、これが既に使えないものも含めまして6基ございます。砂場として利用しているところが3箇所、これはコンクリートで囲まれております。夏ごろ確認したところ、老朽化が激しいということと、規格が現在のものに合わないということもございまして、安全性を考慮いたしまして、現在使用禁止にしております。撤去の後は、当面は空き地として管理いたしまして、遊具の設置などについては今後の推移を見て検討したいと思いますが、現在のところはすぐ設置する考えはございません。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 29ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、14節、パソコンリース料でございますけれども、これにつきましても先ほど教育次長の方からも

説明があったとおり、ウィンドウズXPのサポート期限が来年の4月で切れることから、XPを使っている職員用のパソコン35台を更新しようとするものであります。サポートが切れることによりまして、ウイルスから攻撃されるリスクが高くなることから、35台インターネットとつながっている関係もありますので、すべてこの機会に更新をするものであります。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 公園の遊具について撤去の後しばらくは設置する予定がないということですが、これは小学校の中の遊具も危険で撤去ということがありました。昔の基準で事故があるので撤去という国全体でそういう方向性になっているのは、承知しているのですけれども、やはり子どもたちが楽しめる安全な遊具をぜひ研究いただいて、設置をしていただきたいなど。あまり、家族が楽しめる場所が村の中にたくさんあるとはいづらい状態だと思いますので、ぜひコミュニケーションがとれる、もしくは子どもたちが楽しめる遊具をこれから研究して設置に向けて検討してもらいたいと思うのですが、再度伺います。

○議長（相川繁治君） 教育次長、中田利明君。

○教育次長（中田利明君） おっしゃるように、村内にそういった箇所はなかなか少ないのが実情でございますが、場所も含めまして適当なかどうかですね。私どもの中でも検討したいと思います。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） まず、29ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、弁護士委託料、157万5千円。これは確かに説明があったと思うのですけれども、ちょっと聞き漏らしたものですから、再度説明をお願いします。関連しまして、確かにこの弁護士さんはニニウの和解に関係した方だと思えます。ニ

ニウの和解に際しましては、平成25年の固定資産税が95万3,400円ほど納入して初めて和解となるのですけれども、この和解成立に関してこの固定資産税が納入されているか、されていないか、関連してお伺いします。

次に、33ページ、8款、土木費、3項、住宅費、1目、住宅管理費、工事請負費で中央団地のA棟ですか、防水改修工事242万6千円。これは、あの住宅はできた時からしょっちゅう雨漏りするのですけれども、いつになったら雨漏りしなくなるのか。それと、工事が悪かったのか設計がよくなかったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

35ページの14款、1項、1目、職員費です。今回、特別職の職員手当等で5万9千円増額しております。これは当初予算で見積りするもので、補正予算では出すべきものではないと思うのですけれども、その辺の見解についてなぜ補正されたか、この件についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） まず、29ページ、2款、1項、7目、企画費、弁護士委託料に関わりまして、ニニウの固定資産税の納付でございますが、納期限内に納入済みでございます。弁護士等の内訳については、企画課長から答弁をさせます。

35ページの14款、1項、1目、職員費、特別職の職員手当等の増額でございますが、これは寒冷地手当でございます。寒冷地手当は3区分になっておりまして、奥さんが扶養に入れるか入れないかという関係がございまして、当時奥さんが働いていて、所得があるという判断で3区分のうちの2区分目に該当していたのですが、奥さんが扶養認定を受けたということで1区分に認定されましたので、その関係でその差額を今回予算措置したものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 企画費の弁護士
の委託料の内訳でございますけれども、着手金と成功報酬でございます。

○議長（相川繁治君） 副村長 堤敏満君。

○副村長（堤 敏満君） 補足をさせていただきます。今回の補正でございますけれども、着手金が52万5千円、報償金といたしまして成功報酬にあたる部分でございますけれども、105万円を見込んだ補正となっております。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） 33ページ、8款、土木費、3項、住宅費、1目、住宅管理費、工事請負費、中央団地のA棟、防水改修工事、今、議員から度々補修の予算が上がってくるのだけれども、設計が悪いのか、それとも施工方法が悪いのかというご質問でございました。実は建設から20数年経っている建物でございます。老朽化ということもありますけれども、やはり冬の積雪の量を考えれば、少し屋根の傾斜だとか考慮の方が良かったのかなと今思えば思っているところでございます。施行についても、当時は検定もいたしまして、良としておりますけれども、いろいろな積雪、凍上、村は零下30度以上になることもありますので、そういうところから段々傷みがきて、度々箇所箇所を補修させていただきましたけれども、今回は、全面的な防水工事をしようというふうに思っております。今後、B・C棟、D・E棟、2棟ございますけれども、これに関しても入居者の聞き取りをしまして、今後改修計画を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） ただ今、住宅の補修なんですけれども、これで完全に止まるものか、

まだ毎年やらなければならないものか。非常に難しいと思うのですけれども、可能性についてお願いします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） 私も4月人事異動で建設の方にまいりました。これの予算を上げるときにも現地を見ております。今のところですね、いろいろと検討した結果これで、当分これから30年40年になれば別なんですけれども、当分の間はこれで防水というのはなくなるのではないかと思います。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第4号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第9、議案第9号、平成25年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の件を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 40ページの2款、保険給付費、2項、高額療養費、2目、退職被保険者等高額療養費で20万円補正するのですけれども、高額療養にかかっている方、これは非常に国保財政を圧迫されているのですけれども、現在高額療養にかかっている方の人数を教えてください。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 平成25年度の高額療養費の推移ですけれども、7月末現在で35件、金額にして現物・現金合わせまして304万3,736円という経費が高額療養費でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、平成25年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第10、議案第10号、平成25年度村立診療所特別会計補正予算、第2号の件を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、平成25年度村立診療所特別会計補正予算、第2号の件を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第11、議案第11号、平成25年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、平成25年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 認定第1号

○議長(相川繁治君) 日程第1、認定第1号、平成24年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、田中正治君。

○総務課長(田中正治君) 議案書の49ページをお願いいたします。認定第1号、平成24年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について。平成24年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、併せて提出した証拠書類とともに監査委員において検査の結果、経理は収支とも適正であることを認める旨の意見報告があったので、その意見を付して議会の認定を求める。平成25年9月26日提出。占冠村長、中村博。記、以下の内容についてご説明いたします。1、平成24年度占冠村歳入歳出決算書でありますけれども、別冊となっております、配布したとおりであります。内訳ですが、1ページ総括表から、161ページ歯科診療所事業特

別会計までとなっております。下記に記載の(1)一般会計と、(2)から(8)までの7特別会計があります。2として平成24年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料についても同じく別冊となっております。(1)歳入歳出決算事項別明細書は別冊の決算書、一般会計は9ページから、各特別会計についても81ページから国民健康保険事業特別会計となっております、以降同様に記載されております。(2)の実質収支に関する調書は、一般会計は75ページ、各特別会計についても100ページ、国民健康事業特別会計となっております、以降各特別会計の最後のページに同様に記載されてございます。一般会計におきましては、繰越明許費、繰越額が計上されてございます。(3)の財産に関する調書、(4)基金等運用状況調書は別冊で1冊となっております。(5)主要な施策の成果を説明する書類についても別冊となっております。3、監査委員の意見書については平成25年9月5日付け文書の写しを別冊で配布しております。それでは決算書の内容をご説明いたします。決算書1ページ、総括表をお開きください。決算書の決算額で申し上げます。まず一般会計、決算額の歳入25億8,769万6,746円、歳出25億1,972万851円。歳入歳出差引金額6,797万5,895円。次に国保会計、歳入1億3,230万5,581円、歳出1億2,431万5,513円、歳入歳出差引金額799万68円。診療所会計、歳入8,555万8,346円、歳出8,142万9,921円、歳入歳出差引金額412万8,425円。簡易水道会計、歳入7,962万2,010円、歳出7,614万6,753円、歳入歳出差引金額347万5,257円。次に下水道会計、歳入9,687万9,305円、歳出9,270万5,251円、歳入歳出差引金額417万4,054円。介護会計、歳入9,667万7,863円、歳出9,353万9,283円、歳入歳出差引金額313万8,580円。後期高齢者医療会計、歳入1,689万9,327円、歳出1,670万4,137円、歳入歳出差引金額19万

5,190円。歯科診療所会計、歳入2,099万1,953円、歳出1,976万4,330円、歳入歳出差引金額122万7,623円。一般会計、特別会計総合計で、歳入31億1,663万1,131円、歳出30億2,432万6,039円、歳入歳出差引金額9230万5,092円となっております。以上、簡単ですが提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（相川繁治君） お諮りします。

ただ今、議題となっております、平成24年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定については、議長並びに議会選出監査委員の木村一俊君を除く6名の委員を持って構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与して、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成24年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は6名の委員を持って構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与して、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時33分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際諸般の報告をいたします。休憩中の決算特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届きましたので、報告します。

委員長に山本敬介君、副委員長に佐野一紀君。

以上のとおり互選された旨の報告がありまし

た。

◎日程第13 同意案第1号 日程第14 同意案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第13、同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び、日程第14、同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を一括議題にします。提出者の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成25年9月26日提出。占冠村長、中村博。記として、住所、占冠村字中央、氏名、山田哲秀。提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、平成25年9月30日を持って任期満了となる山田哲秀氏を引き続き任命したいので、議会の同意を求めるものであります。任期は4年でございます。なお、同氏の経歴については裏面に記載しておりますのでご参照願います。

同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成25年9月26日提出。占冠村長、中村博。住所、占冠村字中央、氏名、池田博美。提案理由でございますが、同意案第1号と同じでございますが、平成25年9月30日を持って任期満了となる池田博美氏を引き続き任命したいので、議会の同意を求めるものであります。なお、同法では委員の

中に保護者である者が含まれるようにという規定がございまして、同氏はその保護者枠の対象になります。同氏の経歴を裏面に記載しておりますので、ご参照願います。以上ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

ただ今、議題となっております、同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び、同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び、同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第15 意見書案第11号から日程第17 意見書案第13号

○議長（相川繁治君） 日程第15、意見書案第11号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書から、日程第17、意見書案第13号、消費税増税中止を求め意見書までの件、3件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。

意見書案第11号については、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 意見書案第11号、森

林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年9月27日。提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同じく、山本敬介。賛成者、同じく、佐野一紀。読み上げて提案いたします。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組みを推進することとしている。このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針に止まっている。もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。記、自然災害な

どの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による収収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月27日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。以上、提案いたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第12号については、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 意見書案第12号、道州制導入に反対する意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年9月27日提出。提出者、占冠村議会議員、小峰義雄。賛成者、同じく、工藤國忠。賛成者、同じく、木村一俊。朗読して提案理由に代えさせていただきます。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと、を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である、とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこと、とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に、道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、

衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い。道州はもとより再編された、基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。よって、我々占冠村議会は、道州制の導入に断固反対する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月27日。北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指定大臣、内閣官房長官、総務大臣・内閣府特命担当大臣・道州制担当。よろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第13号については、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 意見書案第13号、消費税増税中止を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年9月27日提出。提出者、占冠村議会議員、長谷川耿聰、賛成者、同じく、小峰義雄。賛成者、

同じく、佐野一紀。
消費税増税中止を求める意見書。これにつきましては皆様のお手元に配布されている議案に細かく書いてございますので、かいつまんで申し上げます。私たちは住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成25年9月27日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣。
以上です。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第11号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第12号、道州制導入に反対する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第13号、消費税増税中止を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議員派遣の件

○議長（相川繁治君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布したとおり、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第19 閉会中の継続調査の申し出

○議長（相川繁治君） 日程第19、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査、所管事務調査とすることに決定しました。

○議長（相川繁治君） しばらく休憩いたします

す。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただ今、村長から議案第12号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。議案第12号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第12号

○議長（相川繁治君） 追加日程第1、議案第12号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについての件を議題にします。

企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 議案第12号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについての提案理由の説明を行います。はじめに、今回、追加議案とさせていただきますのは、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するにあたって、知事との協議が9月17日付けで整ったことから、今回、追加議案いたします。変更理由ですが、別にお配りしております、占冠村過疎地域自立促進市町村計画（変更）の資料の一番最後のページを見ていただきたいのですが、そこに変更理由としてトマム地区の水不足を解消するため、鶴川からの取水を行い、水道施設整備を推進することによって、住民の生活向上と安定的な水道供給を目指すため、過疎対策事業債を活用し、

占冠村過疎地域自立促進市町村計画に基づく、過疎地域の自立促進を図るため必要な変更を行うものであります。戻っていただきまして、一枚めくったところに別紙様式1としまして、過疎地域自立促進市町村計画（変更）の資料をご覧ください。計画変更の内容でございますけれども、区分3、生活環境の整備において、(1)水道施設簡易水道の事業内容に占冠村簡易水道事業第3期拡張事業を追加するものでございます。次のページをめくっていただきますと、別紙様式2としまして参考資料として概算事業費を掲載してございます。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。

平成25年第5回占冠村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年12月 2日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 小峰 義雄

占冠村議会議員 長谷川 耿聰